

## 秋田市公報

第1140号

令和2年1月10日  
毎月10日発行秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## ―― 目 次 ――

## 条 例

○秋田市公告式条例の一部を改正する条例（第35号）	2
○秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第36号）	2
○秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（第37号）	2
○秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例（第38号）	18
○秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例（第39号）	19
○秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第40号）	23
○秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第41号）	24
○チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する条例（第42号）	24
○秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第43号）	24
○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第44号）	32
○教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（第45号）	32
○秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第46号）	32
○あきた芸術劇場条例（第47号）	33

## 規 则

○秋田市地域センター規則を廃止する規則（第29号）	39
○秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第30号）	39
○秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第31号）	39
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則（第32号）	40
○秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則（第33号）	40
○チャレンジオフィスあきた条例施行規則の一部を改正する規則（第34号）	40

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第35号）	41
○秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則（第36号）	41

## 教 委 規 則

○秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（第1号）	41
-------------------------------	----

## 訓 令

○秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第5号）	42
---------------------------------------	----

## 教 委 訓 令

○秋田市教育委員会単純労務会計年度任用職員の給与に関する規程（第1号）	46
-------------------------------------	----

## 告 示

○指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の指定について（第158号）	47
○指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の廃止について（第159号）	47
○住民票の職権消除について（第160号）	47
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第161号）	47
○平成31年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第162号）	48
○平成31年度分介護保険料督促状の公示送達について（第163号）	48
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第164号）	48
○指定した土地の区域の変更について（第165号）	48
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第166号）	48
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第167号）	48
○土地収用法による裁決申請書等およびそれらの添付書類の送付について（第168号）	48
○令和元年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第169号）	49
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第170号）	58
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第171号）	58
○平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第172号）	58

号) .....	58
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について （第173号） .....	58
○平成31年度3期および4期後期高齢者医療保険料督促状の公示 送達について（第174号） .....	58
○秋田市老人いこいの家の指定管理者の指定について（第175号） .....	59
○あきた芸術劇場運営管理協議会規約の設定およびあきた芸術 劇場運営管理協議会の設置について（第176号） .....	59
○秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者の 指定について（第177号） .....	60
○平成31年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達につ いて（第178号） .....	60
○道路の区域変更および供用開始について（第179号） .....	60
○差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について（第180 号） .....	60
○平成30年度分および令和元年度分市税督促状の公示送達につ いて（第181号） .....	60

### 教委告示

○教育委員会定例会の招集について（第10号） .....	61
------------------------------	----

### 選管告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数につい て（第20号） .....	61
○令和2年3月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日について （第21号） .....	61
○秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に關 する収支報告書の提出について（第22号） .....	61
○秋田市選挙管理委員および補充員の異動について（第23号） .....	61
○秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所 および氏名について（第24号） .....	61

### 農委告示

○農業委員会総会の招集について（第8号） .....	61
----------------------------	----

### 上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第47号） .....	62
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第48号） .....	62

### 公 告

○建築基準法による道路の指定について .....	62
○予防接種法による定期予防接種について .....	62
○許可した開発行為に関する工事の完了について .....	62
○秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について .....	62
○許可した開発行為に関する工事の完了について .....	63
○農用地利用集積計画の策定について .....	63
○許可した開発行為に関する工事の完了について .....	63
○差押財産の公売について .....	63
○許可した開発行為に関する工事の完了について .....	64

## 条 例

秋田市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第35号

秋田市公告式条例の一部を改正する条例

秋田市公告式条例（昭和25年秋田市条例第26号）の一部を次の  
ように改正する。

第2条第2項中「、地域センター」を削る。

附 則

この条例は、令和2年1月20日から施行する。

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここ  
に公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第36号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）  
の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

秋田市金足地区コミュニティセンター	秋田市金足小泉字上前55番地
秋田市仁井田地区コミュニティセンター	秋田市仁井田本町四丁目5番 20号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年1月20日から施行する。ただし、別表  
に次のように加える改正規定（秋田市仁井田地区コミュニティ  
センターに係る部分に限る。）は同年6月29日から、次項の規定  
は令和元年12月20日から、附則第3項の規定は令和2年6月  
1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の秋田市コミュニティセンター条例に規定する秋田市  
金足地区コミュニティセンターの使用の許可その他の行為は、  
この条例の施行前においても行うことができる。

3 改正後の秋田市コミュニティセンター条例に規定する秋田市  
仁井田地区コミュニティセンターの使用の許可その他の行為は、  
この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する  
基準を定める条例をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第37号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関  
する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条—第8条）
第3節 設備に関する基準（第9条・第10条）
第4節 運営に関する基準（第11条—第54条）
第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第55条—第58条）
第6節 基準該当通所支援に関する基準（第59条—第65条）
第3章 医療型児童発達支援
第1節 基本方針（第66条）
第2節 人員に関する基準（第67条・第68条）
第3節 設備に関する基準（第69条）
第4節 運営に関する基準（第70条—第76条）
第4章 放課後等デイサービス
第1節 基本方針（第77条）
第2節 人員に関する基準（第78条・第79条）
第3節 設備に関する基準（第80条）
第4節 運営に関する基準（第81条—第83条）
第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第84条）
第6節 基準該当通所支援に関する基準（第85条—第88条）
第5章 居宅訪問型児童発達支援
第1節 基本方針（第89条）
第2節 人員に関する基準（第90条・第91条）
第3節 設備に関する基準（第92条）
第4節 運営に関する基準（第93条—第96条）
第6章 保育所等訪問支援
第1節 基本方針（第97条）
第2節 人員に関する基準（第98条・第99条）
第3節 設備に関する基準（第100条）
第4節 運営に関する基準（第101条）
第7章 多機能型事業所に関する特例（第102条—第104条）
第8章 雜則（第105条）
附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号ならびに第21条の5の19第1項および第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額および肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付

費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

(4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けた者による指定通所支援をいう。

(5) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、第66条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第77条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第89条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業および第97条に規定する指定保育所等訪問支援の事業ならびに秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第78条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第141条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第151条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第161条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業および指定障害福祉サービス等基準条例第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第3条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた障害児の支援に関する計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思および人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第2章 児童発達支援

#### 第1節 基本方針

第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応するこ

とができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練を行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第5条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 署託医 1以上

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号および第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第6条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第3号の栄養士、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第4号の調理員を置かないことができる。

(1) 署託医 1以上

(2) 児童指導員および保育士

ア 児童指導員および保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を当該各号に定める員数のとおり置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を当該各号に定める員数のとおり置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

5 第1項第2号アおよび第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項（第1号を除く。）から第4項までに規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士および同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従

事させることができる。

(管理者)

**第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。**ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。**

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所および従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

### 第3節 設備に関する基準

(設備)

**第9条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。**

2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備および備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

**第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医務室、相談室、調理室および便所ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室および相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。**

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。

#### (1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

#### (2) 遊戯室

障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項および前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉

施設の設備と兼ねることができる。

### 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

**第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。**

(内容および手続の説明および同意)

**第12条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第37条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。**

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合(同条第2項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。)は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

**第13条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この条において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。**

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供の拒否の禁止)

**第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由なく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。**

(連絡調整に対する協力)

**第15条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市又は障害児相談支援事業を行う者(第49条第1項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。**

(サービス提供困難時の対応)

**第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。**

(受給資格の確認)

**第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を**

<p>求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。</p>	<p>指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。</p>
<p>(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)</p>	<p>3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用（第1号に掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）の額の支払を通所給付決定保護者から受け取ることができる。</p>
<p>第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえ、速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(1) 食事の提供に要する費用</p>
<p>2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(2) 日用品費</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況その他の状況の把握に努めなければならない。</p>	<p>4 前項第1号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p>
<p>(指定障害児通所支援事業者等との連携等)</p>	<p>5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</p>
<p>第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、市、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>6 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</p>
<p>(サービスの提供の記録)</p>	<p>(通所利用者負担額に係る管理)</p>
<p>第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。</p>	<p>第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援および他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援および当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援および当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。</p>
<p>2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。</p>	<p>(障害児通所給付費の額に係る通知等)</p>
<p>(通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)</p>	<p>第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。</p>
<p>第22条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。</p>	<p>2 指定児童発達支援事業者は、第23条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。</p>
<p>2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途および額ならびに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。</p>	<p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p>
<p>(通所利用者負担額の受領等)</p>	<p>第26条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>
<p>第23条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>	<p>2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよ</p>

うに説明を行わなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
  - 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価および改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
    - (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児およびその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
    - (2) 従業者の勤務体制および資質の向上のための取組の状況
    - (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備および備品等の状況
    - (4) 関係機関および地域との連携、交流等の取組の状況
    - (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児およびその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
    - (6) 緊急時等における対応方法および非常災害対策
    - (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
  - 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価および改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。  
(児童発達支援計画の作成等)
- 第27条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条および第54条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者および障害児の希望する生活ならびに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
  - 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者および障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。
  - 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援の目標およびその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、具体的な指定児童発達支援の内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
  - 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案の内

容について意見を求めるものとする。

- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、当該児童発達支援計画の原案の内容について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
  - 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
  - 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
  - 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
    - (1) 定期的に通所給付決定保護者および障害児に面接すること。
    - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
  - 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。  
(児童発達支援管理責任者の業務)
- 第28条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 次条に規定する相談および援助を行うこと。
  - (2) 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。  
(相談および援助)
- 第29条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。  
(指導、訓練等)
- 第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
  - 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
  - 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
  - 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。  
(食事)
- 第31条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、できる限り変化に富み、かつ、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。
- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法

について栄養ならびに障害児の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第32条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第33条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、特に注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第34条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市への通知)

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第36条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ご

とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第43条において「運営規程」という。）を定めておかなければなければならない。

(1) 事業の目的および運営の方針

(2) 従業者の職種、員数および職務の内容

(3) 営業日および営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

(12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要な事項（勤務体制の確保等）

第38条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員および指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第40条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制および当該関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第41条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

(掲示)

第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 障害児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障害児にわいせつな行為をすること又は障害児をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障害児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の障害児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の指定児童発達支援事業所の従業者としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 障害児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害児の心身に有害な影響を与える行為をすること。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限の濫用をしてはならない。

(秘密保持等)

第47条 指定児童発達支援事業所の従業者および管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者および管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第48条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する

情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者もしくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業もしくは同項に規定する特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

第50条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する法第21条の5の22第1項の規定により市長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは指定児童発達支援事業者の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、市長からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第51条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、もしくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発

<p>達支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該障害児の家族等に連絡を行わなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について、記録しなければならない。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第53条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第54条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第21条第1項に規定する指定児童発達支援の提供の記録</li> <li>(2) 児童発達支援計画</li> <li>(3) 第35条の規定による市への通知に係る記録</li> <li>(4) 第44条第2項に規定する身体的拘束等の記録</li> <li>(5) 第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録</li> <li>(6) 第52条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録</li> </ul> <p>第5節 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p>(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)</p> <p>第55条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第63条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第78条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数および共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</li> <li>(2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</li> </ul> <p>(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)</p> <p>第56条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第64条において「指定通所介護事業者等」という。）</p>	<p>が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂および機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第101条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂および機能訓練室をいう。第64条第1号において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数および共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</p> <p>第57条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第65条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第65条において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第</p>
---	--

94条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第148条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）もしくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第158条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援もしくは共生型放課後等デイサービス（第84条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第65条第1号および第2号において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第65条第1号および第2号において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第65条において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じ次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号もしくは第196条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号に規定する居間および食堂をいう。）は、機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数ならびに共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

#### (準用)

第58条 第4条、第7条、第8条および前節（第11条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

#### 第6節 基準該当通所支援に関する基準

##### (従業者の員数)

第59条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

##### (設備)

第60条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備および備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

##### (利用定員)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

##### (準用)

第62条 第4条、第7条および第4節（第11条、第23条第1項および第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条ならびに第51条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

##### (指定生活介護事業所に関する特例)

第63条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域に

において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第23条第2項、第3項、第5項および第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数およびこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定通所介護事業所等に関する特例）

第64条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合は、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第62条（第23条第2項、第3項、第5項および第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数およびこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第65条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第62条（第23条第2項、第3項、第5項および

第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第149条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは指定障害福祉サービス等基準条例第159条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは第88条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第149条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは指定障害福祉サービス等基準条例第159条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは第88条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じ次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号に規定する居間および食堂をいう。）は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数ならびに指定障害福祉サービス等基準条例第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第149条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは指定障害福祉サー

ビス等基準条例第159条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは第88条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### 第3章 医療型児童発達支援

#### 第1節 基本方針

第66条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練ならびに治療を行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第67条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
  - (2) 児童指導員 1以上
  - (3) 保育士 1以上
  - (4) 看護職員 1以上
  - (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
  - (6) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合は、機能訓練担当職員を置かなければならない。
- 3 前2項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- （準用）

第68条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

（設備）

第69条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室および調理室を有すること。
- (3) 浴室および便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

#### 第4節 運営に関する基準

（利用定員）

第70条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（通所利用者負担額の受領等）

第71条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適當と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供

証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市への通知)

**第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費もしくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。**

(運営規程)

**第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。**

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要な事項（情報の提供等）

**第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。**

**2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。**

(準用)

**第76条 第12条から第22条まで、第24条、第26条（第4項および第5項を除く。）から第34条まで、第36条、第38条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条までおよび第54条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第74条」と、第16条中「いう。第37条第6号および」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条第1項」と、第26条第1項ならびに第27条の見出しおよび同条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第34条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第43条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。**

#### 第4章 放課後等デイサービス

##### 第1節 基本方針

**第77条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、および社会との交流を図**

ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練を行うものでなければならない。

##### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第78条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。**

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を置かなければならぬ。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 痴呆医 1以上

(2) 看護職員 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号および第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一體的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

**第79条 第7条および第8条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。**

##### 第3節 設備に関する基準

(設備)

**第80条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備および備品等を**

設けなければならない。

- 2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備および備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (利用定員)

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあっては、利用定員を5人以上とすることができます。

##### (通所利用者負担額の受領等)

第82条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に對し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

##### (準用)

第83条 第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項および第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第16条中「第37条第6号および第51条第2項」とあるのは「第37条第6号」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第82条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第82条第2項」と、第26条第1項、第27条の見出しおよび同条ならびに第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

#### 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

##### (準用)

第84条 第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第57条まで、第77条および第82条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

#### 第6節 基準該当通所支援に関する基準

##### (従業者の員数)

第85条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

##### (設備)

第86条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備および備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

##### (利用定員)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

##### (準用)

第88条 第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第63条から第65条まで、第77条および第82条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

#### 第5章 居宅訪問型児童発達支援

##### 第1節 基本方針

第89条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

##### 第2節 人員に関する基準

##### (従業者の員数)

第90条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業の規模に応じて訪問支援を行うために必要な数  
 (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得後又は児童指導員もしくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、および当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、および当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。
- 3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

## (準用)

第91条 第7条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第90条第1項第1号に掲げる訪問支援員および同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

## 第3節 設備に関する基準

## (設備)

第92条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備および備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

## 第4節 運営に関する基準

## (身分を証する書類の携行)

第93条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

## (通所利用者負担額の受領等)

第94条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達

支援を提供したときは、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項に規定する交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

## (運営規程)

第95条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要な事項

## (準用)

第96条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項および第5項を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条までおよび第75条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項、第27条の見出しおよび同条ならびに第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

## 第6章 保育所等訪問支援

## 第1節 基本方針

第97条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

## (従業者の員数)

第98条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業の規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
  - (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者

でなければならない。

(準用)

第99条 第7条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第98条第1項第1号に掲げる訪問支援員および同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(準用)

第100条 第92条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

### 第4節 運営に関する基準

(準用)

第101条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項および第5項を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで、第75条および第93条から第95条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項ならびに第27条の見出しおよび同条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第43条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

### 第7章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第102条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項、第2項および第4項、第6条、第67条、第78条第1項、第2項および第4項、第90条第1項ならびに第98条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第6条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援の」と、第67条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、ならびに同条第2項および第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型

事業所」と、第78条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第90条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第98条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第5条第5項および第78条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医および管理者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

(設備に関する特例)

第103条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第104条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第11条、第70条および第81条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第11条、第70条および第81条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第11条、第70条、第81条および前2項の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 多機能型事業所は、主として重度の知的障害および重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第11条、第70条、第81条および第2項の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 異島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

### 第8章 雜則

(委任)

第105条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
 (秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 2 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第17号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条」を「秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第4条」に、「指定通所支援基準第55条」を「指定通所支援基準条例第66条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第77条」に、「指定通所支援基準第71条の7」を「指定通所支援基準条例第89条」に、「指定通所支援基準第72条」を「指定通所支援基準条例第97条」に、「指定通所支援基準に」を「指定通所支援基準条例に」に改める。
- 第94条の2各号列記以外の部分中「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第5条第1項」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第78条第1項」に改め、同条第1号中「指定通所支援基準第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第5条第1項」に、「指定通所支援基準第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第78条第1項」に、「指定通所支援基準第4条」を「指定通所支援基準条例第4条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第77条」に改める。
- 第94条の4第1号中「指定通所支援基準第54条の2」を「指定通所支援基準条例第55条」に、「指定通所支援基準第71条の2」を「指定通所支援基準条例第84条」に改める。
- 第96条第1号、第2号および第4号、第110条第1号および第2号、第149条の2第1号、第2号および第4号ならびに第159条の2第1号、第2号および第4号中「指定通所支援基準第54条の12」を「指定通所支援基準条例第65条」に、「指定通所支援基準第71条の6」を「指定通所支援基準条例第88条」に改める。
- 第201条第1項中「指定通所支援基準第56条」を「指定通所支援基準条例第67条」に改める。
- (秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 3 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）の一部を次のように改正する。
- 第88条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条」を「秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第4条」に、「指定通所支援基準第55条」を「指定通所支援基準条例第66条」に、「指定通所支援基準第65条」を「指定通所支援基準条例第77条」に改める。
- 第89条第1項中「指定通所支援基準の」を「指定通所支援基準条例の」に、「指定通所支援基準第5条第1項第2号」を「指定通所支援基準条例第5条第1項第2号」に改める。
- (秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に

する基準を定める条例の一部改正)

4 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第113条各号列記以外の部分中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第1項」を「秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）第5条第1項」に、「同令第4条」を「同条例第4条」に、「同令第66条第1項」を「同条例第78条第1項」に、「同令第65条」を「同条例第77条」に改め、同条第1号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項」を「秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第5条第1項」に、「同令第66条第1項」を「同条例第78条第1項」に、「同条例第78条」を「秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第78条」に改める。

(秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第60条の20の2各号列記以外の部分中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第1項」を「秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）第5条第1項」に、「同令第4条」を「同条例第4条」に、「同令第66条第1項」を「同条例第78条第1項」に、「同令第65条」を「同条例第77条」に改め、同条第1号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項」を「秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第5条第1項」に、「同令第66条第1項」を「同条例第78条第1項」に、「同条例第78条」を「秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第78条」に改める。

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第38号**

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の15第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定めるものとする。

(指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準)

第2条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定および指定の更新の申請者

については、この限りでない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第39号

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備および運営に関する基準（第4条—第32条）

第4章 雜則（第33条）

#### 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所（法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行なう施設をいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の範囲)

第2条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている場合その他の事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすこと。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料および共益費を除く。）の支払を受けてサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

#### 第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の

設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行なうものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思および人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退去のために必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

#### 第3章 設備および運営に関する基準

(配置、構造および設備の一般原則)

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造および設備は、日照、採光、換気その他の入居者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに障害がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的および運営の方針

(2) 職員の職種、員数および職務の内容

(3) 入居定員

(4) 入居者に提供するサービスの内容および利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

## (非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制および当該関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

## (記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

## (規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

## (サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動することができる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 1の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員の配置の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 第6条第1項および第3項に規定する要件を満たす者が施設長のみ 4以下
- (2) 第6条第1項および第3項に規定する要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員の配置の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 第6条第1項および第3項に規定する要件を満たす者が施設長のみ 20人以下
- (2) 第6条第1項および第3項に規定する要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条に規定する記録のほか、第20条の規定による状況の把握に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

## (設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置および自動火災報知設備その他の防火に係る設備の整備に努め

なければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

6 第4項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室  
ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する場合その他の2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。  
ウ 1の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難い場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。  
エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。  
オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備  
火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所  
入居定員に適したものとし、設けること。

(4) 便所  
入居定員に適したものとし、設けること。  
(5) 浴室  
ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。  
(6) 洗濯室又は洗濯場  
入居定員に適したものを設けること。

## (職員の配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数および提供するサービスの内容に応じた適当事とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員の配置の要件を満たさなければならない。

## (入居申込者に対する説明等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供

<p>の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、当該サービスの内容および費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。</p>	<p>らない。</p> <p>9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により重要な事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第7項に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方法</p> <p>11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要な事項等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(入退去)</p> <p>第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、当該入居予定者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、当該入居者の希望、当該入居者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>3 無料低額宿泊所は、入居者の退去に係る援助に際しては、福祉事務所その他の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用料の受領等)</p> <p>第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号に掲げるものにあっては、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）の支払を受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用</p> <p>(2) 居室使用料</p> <p>(3) 共益費</p> <p>(4) 光熱水費</p> <p>(5) 日用品費</p> <p>(6) 基本サービス費</p> <p>(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用</p> <p>2 前項に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用 食材費および調理等に関する費用に相当する金額とすること。</p> <p>(2) 居室使用料 ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。 イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金その他の金品を受領しないこと。</p> <p>(3) 共益費</p>
<p>2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1年とする。）および解約に関する事項を定めなければならない。</p>	<p>11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要な事項等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>
<p>3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ、当該契約の更新について入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき設置される福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。</p>	<p>(入退去)</p> <p>第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、当該入居予定者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項を定める場合において、入居者の権利を不当に制限するような条件を定めなければならない。</p>	<p>2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、当該入居者の希望、当該入居者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。</p>
<p>5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項を定める場合において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。</p>	<p>3 無料低額宿泊所は、入居者の退去に係る援助に際しては、福祉事務所その他の関係機関、相談等の支援を行なう保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。</p>	<p>(利用料の受領等)</p>
<p>7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項および第2項の事項（以下これらを「重要な事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号に掲げるものにあっては、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）の支払を受けることができる。</p>
<p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの</p>	<p>(1) 食事の提供に要する費用</p>
<p>ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	<p>(2) 居室使用料</p>
<p>イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要な事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>	<p>(3) 共益費</p>
<p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要な事項等を記録したものを作付する方法</p>	<p>(4) 光熱水費</p>
<p>8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない</p>	<p>(5) 日用品費</p>

<p>共用部分の清掃、備品の整備その他の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。</p> <p>(4) 光熱水費 居室および共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。</p> <p>(5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。</p> <p>(6) 基本サービス費 入居者の状況の把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。</p> <p>(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものと除く。）に相当する金額とすること。 イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。 (サービスの提供の方針)</p> <p>第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生活することができるよう、当該入居者の心身の状況および希望に応じたサービスを適切に提供しなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、入居者が共用部分を円滑に使用することができるよう、配慮した運営を行わなければならない。</p> <p>3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。</p> <p>4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合は、量および栄養ならびに当該入居者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>(入浴)</p> <p>第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し、当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができます。</p> <p>(状況の把握)</p> <p>第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、居室への訪問等の方法により、入居者の状況の把握を行わなければならない。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退去に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応ずるとともに、適切な助言および必要な支援を行わなければならない。(勤務体制の確保等)</p> <p>第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならぬ。</p>	<p>ばならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>3 無料低額宿泊所は、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。 (定員の遵守)</p> <p>第24条 無料低額宿泊所は、入居定員および居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (衛生管理等)</p> <p>第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (日常生活に係る金銭の管理)</p> <p>第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより、当該無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。</p> <p>(1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。</p> <p>(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。</p> <p>(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。</p> <p>(4) 金銭等は、当該入居者の意思を尊重して管理すること。</p> <p>(5) 第14条第1項の契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を文書により締結すること。</p> <p>(6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等、適切な体制を整備すること。</p> <p>(7) 当該入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に当該入居者本人に報告を行うこと。</p> <p>(8) 当該入居者が退去する場合は、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。</p> <p>(9) 金銭等の詳細な管理の方法、当該入居者本人に対して行う収支の記録の報告の方法等について管理規程を定めること。</p> <p>(10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。</p> <p>(11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結又は変更の際には、福祉事務所にその旨を報告すること。</p> <p>(12) 金銭等の管理の状況について、市長からの求めに応じて速やかに報告することができる体制を整備すること。 (掲示および公表)</p> <p>第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書その他の収支の</p>
---	---

状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該入居者の家族等に連絡を行わなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

#### 第4章 雜則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条および第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。(居室に関する経過措置)

2 この条例の施行の際に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第12条第6項第1号アおよびエからカまでの規定は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するまでの間は、適用しない。

3 この条例の施行の際に生活困窮者等の自立を促進するため

の生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
  - (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
  - (3) 入居者の寝具および身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
  - (4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
  - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市長と協議の上作成すること。
  - (6) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築をすることができない。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第40号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第34条第10号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法)」に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。」又は準耐火建築物(「に、「(同号口)を「をいい、同号口」に改め、「除く。」の次に「(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加える。

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第29条第9号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改める。

第44条第10号中「のイからクまで」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第41号

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項ただし書中「第2号から第8号まで」を「次」に改める。

附則第4項中「5年」を「10年」に改める。

附則第12項中「に掲げる要件を満たす」を削り、「第2号から第8号まで」を「あって、次」に、「同号イからクまで」を「あって、同号アからクまで」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第42号

チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する条例

チャレンジオフィスあきた条例（平成14年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「秋田市土崎港西三丁目9番15号」を「秋田市中通二丁目2番32号」に改める。

第3条第1号中「および多目的室」を「又はコワーキングスペース（以下「創業支援室等」という。）」に改め、同条第2号中「創業支援室」を「創業支援室等」に、「支援室使用者」を「支援室等使用者」に改める。

第4条第1項中「創業支援室」を「創業支援室等」に改め、同条第2項中「創業支援室」を「創業支援室等」に、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会」に改め、同条第3項を削る。

第5条第1項中「創業支援室および多目的室」を「創業支援室等」に改め、同条第3項中「創業支援室」を「創業支援室等」に改める。

第6条第1項中「創業支援室および多目的室」を「創業支援室等」に改め、同条第2項中「創業支援室」を「創業支援室等」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第9条から第11条までの規定中「創業支援室および多目的室」を「創業支援室等」に改める。

第14条の見出しを「（チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会）」に改め、同条第1項中「支援室使用者の」を「支援室等使用者の」に、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表（第6条関係）

区分	単位	使用料
創業支援室A	1室1月につき	22,000円
創業支援室B		15,400円
コワーキングスペース	1人1月につき	6,600円

#### 備考

1 この表において、「創業支援室A」とは床面積が14平方メートル以上のものをいい、「創業支援室B」とは床面積が14平方メートル未満のものをいう。

2 この表において「コワーキングスペース」とは、床面積がおおむね4.2平方メートルのものをいう。

3 創業支援室等の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算による。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正後のチャレンジオフィスあきた条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前のチャレンジオフィスあきた条例第5条の規定により施行日以後の期間に係る創業支援室の使用の許可を受けている者は、当該期間について、改正後の条例第5条の規定により創業支援室の使用の許可を受けている者とみなす。

##### （準備行為）

4 改正後の条例に規定する創業支援室およびコワーキングスペースの使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部改正）

5 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会委員の項中「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会委員」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会委員」に改める。

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第43号

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

##### （秋田市職員給与条例の一部改正）

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の87.5」を「、6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合においては100分の42.5、12月に支給する

場合においては100分の47.5」に改める。

附則第20項中「100分の0.875」を「、6月に支給する場合においては100分の0.875、12月に支給する場合においては100分の0.975」に、「100分の87.5」を「、6月に支給する場合にお

いては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員および任期付職員以外の職員	1	145,079	195,319	231,564	264,788	290,864	321,370	365,367	410,875
	2	146,187	197,131	233,174	266,701	293,079	323,585	367,985	413,291
	3	147,395	198,943	234,685	268,513	295,395	325,901	370,401	415,808
	4	148,503	200,755	236,295	270,627	297,509	328,116	373,019	418,224
	5	149,610	202,266	237,705	272,339	299,422	330,331	374,932	420,137
	6	150,717	204,078	239,417	274,252	301,737	332,344	377,449	422,453
	7	151,825	205,890	240,927	276,165	304,053	334,559	379,764	424,567
	8	152,932	207,702	242,538	278,279	306,268	336,774	382,281	426,782
	9	154,040	209,313	243,746	280,293	308,181	338,687	384,698	428,796
	10	155,449	211,125	245,256	282,306	310,497	340,902	387,416	430,910
	11	156,758	212,938	246,867	284,421	312,712	342,916	390,034	433,024
	12	158,067	214,750	248,276	286,434	315,027	345,131	392,752	435,138
	13	159,376	216,159	249,787	288,448	317,142	346,943	395,169	436,850
	14	160,886	217,972	251,297	290,562	319,256	348,956	397,484	438,662
	15	162,396	219,683	252,606	292,576	321,471	350,970	399,699	440,676
	16	164,007	221,496	254,015	294,589	323,585	352,984	402,115	442,689
	17	165,316	223,207	255,525	296,401	325,498	354,695	403,928	444,602
	18	166,826	224,919	257,136	298,415	327,512	356,709	405,941	446,415
	19	168,336	226,530	258,848	300,529	329,525	358,521	407,854	448,227
	20	169,847	228,140	260,660	302,543	331,539	360,434	409,666	449,938
	21	171,256	229,550	262,271	304,456	333,250	362,347	411,579	451,751
	22	173,975	231,261	264,083	306,570	335,365	364,260	413,392	453,261
	23	176,592	232,872	265,795	308,584	337,378	366,273	415,204	454,670
	24	179,210	234,483	267,506	310,698	339,492	368,186	417,117	456,181
	25	181,928	235,591	269,419	312,410	340,902	370,200	418,929	457,590
	26	183,640	237,101	271,332	314,524	342,815	372,113	420,439	458,899
	27	185,251	238,510	273,144	316,537	344,728	374,126	421,949	460,208
	28	186,962	239,819	274,957	318,551	346,641	376,140	423,560	461,416
	29	188,472	241,128	276,668	320,263	348,252	377,650	425,171	462,423
	30	190,184	242,336	278,581	322,276	350,165	379,462	426,480	463,128
	31	191,996	243,343	280,494	324,390	352,077	381,275	427,789	463,933
	32	193,708	244,551	282,206	326,505	353,890	382,886	428,997	464,638
	33	195,319	245,860	283,716	327,713	355,803	384,698	430,205	465,342
	34	196,728	246,968	285,629	329,727	357,615	386,107	431,514	466,148
	35	198,238	248,176	287,441	331,639	359,427	387,618	432,823	466,853
	36	199,749	249,485	289,354	333,754	361,139	389,228	434,031	467,457
	37	201,057	250,391	290,965	335,667	362,548	390,638	435,239	467,960
	38	202,366	251,800	292,676	337,580	363,857	391,846	436,045	468,564
	39	203,574	253,210	294,489	339,593	365,267	393,054	436,850	469,168
	40	204,883	254,619	296,301	341,506	366,676	394,162	437,655	469,772
	41	206,192	256,029	297,811	343,419	367,985	395,269	438,260	470,276
	42	207,501	257,438	299,523	345,332	368,891	396,477	438,964	470,779
	43	208,810	258,848	301,033	347,144	369,999	397,686	439,669	471,182

	44	210,119	260,157	302,644	349,057	371,106	398,793	440,374	471,484
	45	211,226	261,365	304,254	350,567	371,911	399,498	441,179	471,786
	46	212,535	262,674	305,966	351,977	372,818	400,203	441,985	
	47	213,844	264,083	307,577	353,487	373,724	400,907	442,387	
	48	215,153	265,392	309,288	354,997	374,630	401,612	443,092	
	49	216,260	266,499	310,195	356,608	375,536	402,216	443,596	
	50	217,368	267,607	311,705	357,414	376,341	402,820	443,998	
	51	218,374	268,916	313,215	358,622	377,147	403,324	444,401	
	52	219,482	270,225	314,826	359,628	377,952	403,726	444,804	
	53	220,589	271,231	316,437	360,535	378,657	404,129	445,206	
	54	221,596	272,339	318,048	361,642	379,362	404,431	445,609	
	55	222,502	273,648	319,659	362,548	380,067	404,733	446,012	
	56	223,509	274,957	321,169	363,656	380,771	405,035	446,314	
	57	223,912	275,863	322,679	364,562	381,275	405,337	446,616	
	58	224,818	276,870	323,887	365,267	381,879	405,639	447,019	
	59	225,623	277,776	325,095	365,971	382,483	405,941	447,321	
	60	226,429	278,883	326,303	366,676	383,188	406,243	447,623	
	61	227,134	279,991	327,008	367,079	383,590	406,545	447,925	
	62	228,140	280,997	327,914	367,683	384,295	406,847		
	63	228,946	281,904	328,720	368,388	384,899	407,149		
	64	229,852	282,910	329,525	369,092	385,503	407,451		
	65	230,557	283,414	330,431	369,394	385,906	407,754		
	66	231,362	284,320	330,834	370,099	386,510	408,056		
	67	232,268	285,025	331,539	370,804	387,114	408,358		
	68	233,275	285,931	332,344	371,509	387,718	408,660		
	69	233,980	286,938	333,150	371,811	388,121	408,861		
	70	234,685	287,743	333,854	372,415	388,624	409,163		
	71	235,289	288,548	334,559	373,120	389,128	409,465		
	72	236,094	289,354	335,264	373,724	389,732	409,767		
	73	236,900	290,159	335,767	374,026	390,034	409,968		
	74	237,604	290,663	336,371	374,630	390,437	410,271		
	75	238,309	291,065	336,875	375,335	390,839	410,573		
	76	238,913	291,569	337,479	375,939	391,242	410,774		
	77	239,618	291,770	337,781	376,341	391,544	410,975		
	78	240,423	292,072	338,284	376,845	391,846	411,277		
	79	241,229	292,274	338,687	377,449	392,148	411,579		
	80	241,934	292,676	339,190	377,952	392,450	411,781		
	81	242,437	292,878	339,593	378,456	392,652	411,982		
	82	243,142	293,079	340,097	379,060	392,954	412,284		
	83	243,846	293,482	340,600	379,563	393,256	412,586		
	84	244,551	293,784	341,103	379,865	393,457	412,788		
	85	245,155	294,086	341,405	380,268	393,658	412,989		
	86	245,860	294,388	341,808	380,771	393,960			
	87	246,565	294,690	342,312	381,174	394,262			
	88	247,270	295,093	342,714	381,577	394,464			
	89	247,773	295,395	343,016	381,979	394,665			
	90	248,276	295,797	343,419	382,483	394,967			
	91	248,578	296,099	343,922	382,886	395,269			
	92	248,981	296,502	344,325	383,288	395,471			
	93	249,283	296,703	344,526	383,590	395,672			
	94		296,905	344,929					
	95		297,207	345,433					
	96		297,610	345,835					
	97		297,811	346,037					

	98	298,113	346,439						
	99	298,516	346,842						
	100	298,918	347,144						
	101	299,120	347,446						
	102	299,422	347,849						
	103	299,825	348,252						
	104	300,127	348,654						
	105	300,328	349,158						
	106	300,630	349,560						
	107	301,033	349,963						
	108	301,335	350,366						
	109	301,536	350,869						
	110	301,939	351,272						
	111	302,342	351,574						
	112	302,644	351,876						
	113	302,845	352,380						
	114	303,046							
	115	303,348							
	116	303,751							
	117	303,952							
	118	304,154							
	119	304,456							
	120	304,758							
	121	305,161							
	122	305,362							
	123	305,664							
	124	305,966							
	125	306,268							
再任用職員		188,976	216,663	256,935	276,467	291,669	317,242	359,226	392,551
任期付職員	1	149,610							
	2	181,928							

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

## ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員および任期付職員以外の職員	1		247,900		333,100		397,900
	2		250,400		336,100		400,800
	3		252,900		339,000		403,700
	4		255,400		342,000		406,500
	5		257,600		344,700		409,100
	6		261,400		348,000		411,800
	7		265,200		351,100		414,600
	8		269,000		354,200		417,300
	9		272,600		357,000		419,500
	10		276,600		359,900		422,200
	11		280,600		363,000		424,800
	12		284,600		366,200		427,500
	13		288,400		369,100		429,900
	14		292,400		372,700		432,400
	15		296,300		375,900		434,800

		300,200	379,600	437,300
	16	303,900	383,200	439,300
	17	307,500	385,900	441,700
	18	311,000	388,700	444,000
	19	314,600	391,400	446,400
	20	318,200	394,200	447,900
	21	321,900	396,800	450,300
	22	325,400	399,400	452,600
	23	328,900	401,800	454,900
	24	332,400	403,800	456,900
	25	335,200	406,100	459,200
	26	337,800	408,300	461,400
	27	340,400	410,600	463,700
	28	343,200	412,900	465,800
	29	345,300	415,000	468,100
	30	347,500	417,000	470,400
	31	349,900	419,100	472,600
	32	352,100	421,000	474,600
	33	354,500	422,800	476,700
	34	356,700	424,600	478,800
	35	359,200	426,600	480,900
	36	361,400	428,500	483,000
	37	363,800	430,500	484,800
	38	366,200	432,400	486,600
	39	368,400	434,400	488,400
	40	370,700	436,200	490,100
	41	372,100	438,000	491,900
	42	373,600	439,700	493,700
	43	375,000	441,500	495,500
	44	376,200	443,300	497,100
	45	377,600	445,100	498,800
	46	379,100	446,900	500,600
	47	380,600	448,600	502,400
	48	381,700	450,400	504,000
	49	382,700	452,100	505,300
	50	383,700	453,900	506,600
	51	384,500	455,700	507,900
	52	385,400	457,600	508,900
	53	386,300	458,800	510,200
	54	387,000	460,000	511,500
	55	387,900	461,200	512,800
	56	388,600	462,400	513,800
	57	389,500	463,400	514,600
	58	390,300	464,400	515,400
	59	391,100	465,400	516,200
	60	391,600	466,200	517,100
	61	392,100	466,900	517,900
	62	392,500	467,600	518,800
	63	393,000	468,300	519,600
	64	393,300	469,000	520,500
	65		469,700	521,400
	66		470,400	522,100
	67		471,000	523,000
	68		471,300	523,900
	69			

			472,000	524,700
70			472,700	525,600
71			473,400	526,500
72			473,800	527,300
73			474,400	528,200
74			475,100	529,100
75			475,800	529,800
76			476,200	530,600
77			476,800	531,500
78			477,400	532,400
79			477,900	533,300
80			478,500	534,100
81			479,000	535,000
82			479,500	535,900
83			480,000	536,800
84			480,400	537,600
85			481,000	538,500
86			481,400	539,400
87			481,900	540,300
88			482,400	541,100
89			483,000	
90			483,600	
91			484,000	
92			484,500	
93			485,100	
94			485,700	
95			486,300	
96			486,800	
97				
再任用職員		296,200	338,600	393,000
任期付職員		272,600		

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
1	150,013	188,170	223,610	249,787	281,803	329,223	
2	151,422	189,781	225,221	250,995	283,816	331,237	
3	152,832	191,392	226,832	252,203	286,031	333,452	
4	154,241	193,003	228,442	253,612	288,146	335,667	
5	155,449	194,513	229,852	254,821	290,260	337,479	
6	157,262	196,023	231,463	256,029	292,374	339,694	
7	158,973	197,634	232,973	257,237	294,489	341,707	
8	160,685	199,145	234,584	258,344	296,603	343,922	
9	162,396	200,755	235,691	259,653	298,616	345,735	
10	164,108	202,467	237,202	260,660	300,831	347,849	
11	165,819	204,078	238,611	261,667	302,946	349,963	
12	167,632	205,789	239,819	262,674	305,161	352,077	
13	169,142	207,199	241,430	263,982	307,174	353,588	
14	171,055	208,810	242,840	265,291	309,087	355,601	
15	173,068	210,421	244,048	266,902	311,201	357,514	
16	174,981	212,032	245,457	268,312	313,215	359,528	

	17	176,894	213,441	246,363	269,822	315,229	361,340
	18	178,807	215,052	247,572	271,634	317,242	363,354
	19	180,619	216,764	248,780	273,446	319,356	365,367
	20	182,532	218,475	249,988	275,259	321,471	367,381
	21	184,445	219,784	251,397	277,071	323,283	369,193
	22	185,955	221,294	252,404	278,883	325,297	371,207
	23	187,466	222,704	253,411	280,695	327,109	373,321
	24	188,976	224,214	254,519	282,407	329,122	375,435
	25	190,587	225,623	255,727	284,219	330,834	376,845
	26	191,896	227,033	257,036	286,132	332,747	378,657
	27	193,406	228,342	258,445	288,045	334,761	380,469
	28	194,815	229,651	259,955	289,857	336,774	382,181
	29	196,326	230,959	261,365	291,569	338,083	383,993
	30	197,534	232,369	263,076	293,381	339,895	385,503
	31	198,843	233,879	264,788	295,193	341,607	387,114
	32	200,151	235,289	266,399	297,106	343,419	388,826
	33	201,561	236,396	267,808	298,818	345,131	390,135
	34	202,970	237,705	269,621	300,529	346,943	391,443
	35	204,279	238,712	271,332	302,342	348,856	392,752
	36	205,689	240,021	273,044	304,154	350,668	393,960
	37	206,796	241,430	274,554	305,463	352,480	395,068
	38	208,105	242,739	276,265	307,174	354,192	396,276
	39	209,414	243,846	277,977	308,684	355,803	397,383
	40	210,723	245,155	279,588	310,295	357,514	398,491
	41	211,830	246,464	281,098	312,007	358,722	399,296
	42	213,038	247,572	282,709	313,718	359,830	400,102
	43	214,247	248,780	284,421	315,329	361,038	400,907
	44	215,455	249,887	286,132	317,041	362,246	401,713
	45	216,663	250,995	287,642	317,947	363,454	402,115
	46	217,770	252,404	289,354	319,356	364,260	402,720
	47	218,777	253,914	291,065	320,867	365,468	403,223
	48	219,885	255,223	292,676	322,478	366,575	403,626
	49	220,891	256,834	293,884	323,887	367,582	404,028
	50	221,898	258,244	295,495	325,196	368,589	404,330
	51	222,804	259,653	296,804	326,404	369,596	404,632
	52	223,811	260,962	298,415	327,713	370,603	404,934
	53	224,214	262,070	299,724	328,820	371,408	405,237
	54	225,120	263,479	301,234	329,827	372,213	405,539
	55	225,825	264,889	302,644	330,935	373,120	405,841
	56	226,731	266,197	304,154	331,941	374,026	406,143
	57	227,436	267,003	305,161	332,445	374,529	406,445
	58	228,342	268,312	306,369	333,351	375,335	406,747
	59	229,047	269,621	307,577	334,156	376,140	407,049
	60	229,852	270,929	308,986	335,063	376,945	407,451
	61	230,758	271,836	310,295	335,868	377,348	407,653
	62	231,564	273,044	311,503	336,170	378,053	407,955
	63	232,470	274,353	312,812	336,774	378,758	408,257
	64	233,476	275,661	314,020	337,479	379,462	408,559
	65	234,081	276,467	315,430	338,083	379,865	408,760
	66	234,886	277,574	316,235	338,788	380,469	
	67	235,691	278,480	317,041	339,492	381,174	
	68	236,497	279,588	317,846	340,197	381,778	
	69	237,202	280,595	318,450	340,902	382,181	
	70	237,906	281,601	319,155	341,405	382,684	

	71	238,611	282,709	319,860	342,009	383,188	
	72	239,215	283,816	320,464	342,614	383,691	
	73	239,920	284,421	321,169	342,916	384,295	
	74	240,725	285,125	321,370	343,520	384,798	
	75	241,531	285,629	321,974	344,023	385,403	
	76	242,236	286,434	322,578	344,627	386,007	
	77	242,638	287,240	323,182	345,131	386,510	
	78	243,242	287,844	323,686	345,634	387,013	
	79	243,846	288,448	324,189	346,137	387,517	
	80	244,451	289,052	324,693	346,540	388,020	
	81	244,753	289,757	325,297	346,842	388,322	
	82	245,155	290,260	325,800	347,144	388,826	
	83	245,558	290,663	326,203	347,547	389,228	
	84	245,860	291,065	326,706	347,849	389,631	
	85	246,162	291,267	327,210	348,352	390,034	
	86		291,468	327,612	348,654		
	87		291,669	327,814	348,956		
	88		291,871	328,216	349,258		
	89		292,274	328,619	349,661		
	90		292,475	329,022	349,963		
	91		292,676	329,424	350,366		
	92		292,878	329,827	350,668		
	93		293,280	330,129	351,071		
	94		293,482	330,331	351,373		
	95		293,683	330,733	351,675		
	96		293,985	331,035	351,977		
	97		294,388	331,237	352,279		
	98		294,690	331,539	352,682		
	99		294,891	331,841	353,084		
	100		295,193	332,143	353,487		
	101		295,495	332,344	353,990		
	102		295,697	332,646	354,393		
	103		295,898	333,049	354,796		
	104		296,200	333,250	355,199		
	105		296,502	333,452	355,702		
	106			333,653			
	107			334,056			
	108			334,257			
	109			334,458			
	110			334,861			
	111			335,264			
	112			335,667			
	113			335,868			

再任用職員		189,983	216,764	245,155	258,646	284,018	324,995
任期付職員			188,170				

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第21条中「地域手当の月額」の次に「ならびに寒冷地手当の月額」を加える。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合にお

いては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附則第19項中「地域手当の月額」の次に「ならびに寒冷地手当の月額」を加える。

附則第20項中「、6月に支給する場合においては100分の0.875、12月に支給する場合においては100分の0.975」を「100分の

0.925」に、「、6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」を「100分の92.5」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)  
第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の160」を「、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165」に改める。

別表中「375,797」を「376,543」に、「424,157」を「424,869」に、「474,815」を「475,209」に、「536,309」を「536,624」に、「611,916」を「612,134」に、「714,742」を「714,828」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1および別表第2の規定ならびに第3条の規定による改正後の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第27条第2項および附則第20項の規定ならびに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与(秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年秋田市条例第1号)附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第3条の規定による改正前の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(同項の規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第44号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の160」を「6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改

正する。

第7条中「6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第45号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例(平成3年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の160」を「6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第46号**

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

**第2条** 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の160」に、「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

**附 則**

## (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

## (期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

あきた芸術劇場条例をここに公布する。

令和元年12月26日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第47号**

## あきた芸術劇場条例

## (設置)

**第1条** 本市の文化芸術の振興を図り、もって心豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与するため、あきた芸術劇場（以下「劇場」という。）を秋田市千秋明徳町2番52号に設置する。

## (利用の許可)

**第2条** 劇場の施設のうち、次に掲げるものを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) ホール
- (2) 研修室
- (3) 創作室
- (4) 楽屋
- (5) 練習室

2 市長は、劇場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる施設以外の劇場の施設の利用を許可することができる。

3 前2項の規定による許可には、劇場の管理上必要な条件を付することができる。

## (利用料金)

**第3条** 前条第1項又は第2項の規定による許可（以下「利用の許可」という。）を受けて劇場の施設を利用する者は、劇場の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第10条の規定により劇場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 劇場の駐車場に自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車に限る。）を駐車しようとする者

は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

**第3条** 利用料金は、別表第1および別表第2に定める額の範囲内とする。

## (利用料金の収受)

**第4条** 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

## (利用料金の承認)

**第5条** 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表第1および別表第2の規定を基準として定められること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものないこと。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第1項の承認を受けた利用料金を劇場において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

## (利用料金の減免)

**第6条** 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

## (利用料金の不還付)

**第7条** 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、利用者の責めに帰することができない理由により劇場の施設を利用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

## (利用の不許可)

**第8条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項各号に掲げる施設の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 劇場の管理上支障があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不適当と認めるとき。

## (利用の許可の取消し等)

**第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、もしくは停止させることができる。

(1) 不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(2) 利用の目的を変更したとき。

(3) 市長の指示に従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、劇場の管理上支障が生じたとき。

## (指定管理者による管理)

**第10条** 劇場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

## (指定管理者の業務)

**第11条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 文化芸術の振興その他心豊かな市民生活および活力ある地

域社会の実現に寄与する催しの企画および運営に関する業務  
(2) 利用の許可、利用の許可の取消しならびに利用の制限および停止に関する業務  
(3) 施設および設備の維持管理に関する業務  
(4) 前3号に掲げるもののほか、劇場の管理に関し市長が必要と認める業務  
(管理の基準)  
第12条 指定管理者は、第8条および第9条に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、劇場の管理を行わなければならない。

(委任)  
第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
附 則  
(施行期日)  
1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)  
2 利用の許可、第5条の規定による利用料金の承認その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 別表第1 利用料金（第3条、第5条関係）

## 1 第2条第1項各号に掲げる施設の利用料金

## (1) ホール

## ア 客席を利用する場合

区分			利用料金の限度額（円）							
			午前9時 前の時間 1時間に つき	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	午後10時 後の時間 1時間に つき
大 ホ ル 一 ル お よ び 全 客 席 を 利 用 す る 場 合	入場料を徴収し ない場合	平日	18,700 (7,947)	39,000 (16,575)	51,900 (22,057)	62,300 (26,477)	90,900 (38,632)	114,200 (48,535)	153,000 (65,025)	18,700 (7,947)
		土曜日、 日曜日お よび休日	22,500 (9,562)	46,700 (19,847)	62,300 (26,477)	74,700 (31,747)	109,000 (46,325)	137,000 (58,225)	183,600 (78,030)	22,500 (9,562)
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入場料1人 当たりの最 高額が1,000 円以下の場 合	平日	22,500 (9,562)	46,700 (19,847)	62,300 (26,477)	74,700 (31,747)	109,000 (46,325)	137,000 (58,225)	183,600 (78,030)
		土曜日、 日曜日お よび休日	27,000 (11,475)	56,100 (23,842)	74,800 (31,790)	89,700 (38,122)	130,800 (55,590)	164,400 (69,870)	220,400 (93,670)	27,000 (11,475)
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入場料1人 当たりの最 高額が1,000 円を超 え3,000円以 下の場合	平日	30,000 (12,750)	62,400 (26,520)	83,100 (35,317)	99,700 (42,372)	145,500 (61,837)	182,800 (77,690)	244,800 (104,040)
		土曜日、 日曜日お よび休日	35,900 (15,257)	74,800 (31,790)	99,700 (42,372)	119,600 (50,830)	174,400 (74,120)	219,200 (93,160)	293,800 (124,865)	35,900 (15,257)
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入場料1人 当たりの最 高額が3,000 円を超 え5,000円以 下の場合	平日	39,300 (16,702)	81,900 (34,807)	109,000 (46,325)	130,900 (55,632)	190,900 (81,132)	239,900 (101,957)	321,300 (136,552)
		土曜日、 日曜日お よび休日	47,100 (20,017)	98,100 (41,692)	130,900 (55,632)	156,900 (66,682)	228,900 (97,282)	287,700 (122,272)	385,600 (163,880)	47,100 (20,017)
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入場料1人 当たりの最 高額が5,000 円を超 え7,000円以 下の場合	平日	48,600 (20,655)	101,400 (43,095)	135,000 (57,375)	162,000 (68,850)	236,400 (100,470)	297,000 (126,225)	397,800 (169,065)
		土曜日、 日曜日お よび休日	58,300 (24,777)	121,500 (51,637)	162,000 (68,850)	194,300 (82,577)	283,400 (120,445)	356,200 (151,385)	477,400 (202,895)	58,300 (24,777)
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入場料1人 当たりの最 高額が7,000	平日	58,000 (24,650)	120,900 (51,382)	160,900 (68,382)	193,200 (82,110)	281,800 (119,765)	354,100 (150,492)	474,300 (201,577)
										58,000 (24,650)

		円を超える場合	土曜日、日曜日および休日	69,500 (29,537)	144,800 (61,540)	193,200 (82,110)	231,600 (98,430)	337,900 (143,607)	424,700 (180,497)	569,200 (241,910)	69,500 (29,537)
舞台および1階客席のみを利用する場合	入場料を徴収しない場合	平日	15,000 (6,375)	31,200 (13,260)	41,500 (17,637)	49,800 (21,165)	72,700 (30,897)	91,300 (38,802)	122,400 (52,020)	15,000 (6,375)	
		土曜日、日曜日および休日	18,000 (7,650)	37,400 (15,895)	49,800 (21,165)	59,800 (25,415)	87,200 (37,060)	109,600 (46,580)	146,900 (62,432)	18,000 (7,650)	
	入場料1人当たりの最高額が1,000円以下の場合	平日	18,000 (7,650)	37,400 (15,895)	49,800 (21,165)	59,800 (25,415)	87,200 (37,060)	109,600 (46,580)	146,900 (62,432)	18,000 (7,650)	
		土曜日、日曜日および休日	21,600 (9,180)	44,900 (19,082)	59,800 (25,415)	71,800 (30,515)	104,700 (44,497)	131,600 (55,930)	176,300 (74,927)	21,600 (9,180)	
	入場料1人当たりの最高額が1,000円を超える3,000円以下の場合	平日	24,000 (10,200)	50,000 (21,250)	66,400 (28,220)	79,700 (33,872)	116,400 (49,470)	146,100 (62,092)	195,900 (83,257)	24,000 (10,200)	
		土曜日、日曜日および休日	28,800 (12,240)	59,900 (25,457)	79,700 (33,872)	95,700 (40,672)	139,600 (59,330)	175,400 (74,545)	235,100 (99,917)	28,800 (12,240)	
	入場料1人当たりの最高額が3,000円を超える5,000円以下の場合	平日	31,400 (13,345)	65,600 (27,880)	87,200 (37,060)	104,600 (44,455)	152,700 (64,897)	191,800 (81,515)	257,100 (109,267)	31,400 (13,345)	
		土曜日、日曜日および休日	37,700 (16,022)	78,600 (33,405)	104,600 (44,455)	125,600 (53,380)	183,200 (77,860)	230,200 (97,835)	308,500 (131,112)	37,700 (16,022)	
	入場料1人当たりの最高額が5,000円を超える7,000円以下の場合	平日	38,900 (16,532)	81,200 (34,510)	107,900 (45,857)	129,500 (55,037)	189,100 (80,367)	237,400 (100,895)	318,300 (135,277)	38,900 (16,532)	
		土曜日、日曜日および休日	46,700 (19,847)	97,300 (41,352)	129,500 (55,037)	155,500 (66,087)	226,800 (96,390)	285,000 (121,125)	382,000 (162,350)	46,700 (19,847)	
	入場料1人当たりの最高額が7,000円を超える場合	平日	46,400 (19,720)	96,800 (41,140)	128,700 (54,697)	154,400 (65,620)	225,400 (95,795)	283,100 (120,317)	379,500 (161,287)	46,400 (19,720)	
		土曜日、日曜日および休日	55,700 (23,672)	116,000 (49,300)	154,400 (65,620)	185,400 (78,795)	270,400 (114,920)	339,800 (144,415)	455,400 (193,545)	55,700 (23,672)	
中ホール	入場料を徴収しない場合	平日	9,500 (4,037)	19,600 (8,330)	26,200 (11,135)	31,400 (13,345)	45,800 (19,465)	57,600 (24,480)	77,000 (32,725)	9,500 (4,037)	
		土曜日、日曜日および休日	11,300 (4,802)	23,500 (9,987)	31,400 (13,345)	37,600 (15,980)	54,900 (23,332)	69,000 (29,325)	92,400 (39,270)	11,300 (4,802)	
	入場料1人当たりの最高額が1,000円以下の場合	平日	11,300 (4,802)	23,500 (9,987)	31,400 (13,345)	37,600 (15,980)	54,900 (23,332)	69,000 (29,325)	92,400 (39,270)	11,300 (4,802)	
		土曜日、日曜日および休日	13,600 (5,780)	28,200 (11,985)	37,700 (16,022)	45,200 (19,210)	65,900 (28,007)	82,800 (35,190)	110,900 (47,132)	13,600 (5,780)	
	入場料1人	平日	15,100	31,400	42,000	50,300	73,300	92,200	123,200	15,100	

場合 る 場 合	当たりの最 高額が1,000 円を超 え 3,000円以 下の場合		(6,417)	(13,345)	(17,850)	(21,377)	(31,152)	(39,185)	(52,360)	(6,417)
		土曜日、 日曜日お よび休日	18,100 (7,692)	37,600 (15,980)	50,300 (21,377)	60,200 (25,585)	87,900 (37,357)	110,400 (46,920)	147,900 (62,857)	18,100 (7,692)
		入場料1人 当たりの最 高額が3,000 円を超 え 5,000円以 下の場合	平日	19,800 (8,415)	41,200 (17,510)	55,100 (23,417)	66,000 (28,050)	96,200 (40,885)	121,000 (51,425)	161,700 (68,722)
		土曜日、 日曜日お よび休日	23,700 (10,072)	49,400 (20,995)	66,000 (28,050)	79,000 (33,575)	115,300 (49,002)	144,900 (61,582)	194,100 (82,492)	23,700 (10,072)
入 場 料 を 微 収 す る 場 合	当たりの最 高額が5,000 円を超える 場合	入場料1人 当たりの最 高額が5,000 円を超える 場合	平日	24,600 (10,455)	51,000 (21,675)	68,200 (28,985)	81,700 (34,722)	119,100 (50,617)	149,800 (63,665)	200,200 (85,085)
		土曜日、 日曜日お よび休日	29,400 (12,495)	61,100 (25,967)	81,700 (34,722)	97,800 (41,565)	142,800 (60,690)	179,400 (76,245)	240,300 (102,127)	29,400 (12,495)
		入場料を徴収し ない場合	平日	7,600 (3,230)	15,700 (6,672)	20,900 (8,882)	25,100 (10,667)	36,600 (15,555)	46,000 (19,550)	61,600 (26,180)
		土曜日、 日曜日お よび休日	9,100 (3,867)	18,900 (8,032)	25,100 (10,667)	30,200 (12,835)	44,000 (18,700)	55,300 (23,502)	74,000 (31,450)	9,100 (3,867)
舞 台 お よ び 1 階 客 席 を 利 用 す る 場 合	入 場 料 を 微 収 す る 場 合	入場料1人 当たりの最 高額が1,000 円以下の場合	平日	9,100 (3,867)	18,900 (8,032)	25,100 (10,667)	30,200 (12,835)	44,000 (18,700)	55,300 (23,502)	74,000 (31,450)
		土曜日、 日曜日お よび休日	10,900 (4,632)	22,700 (9,647)	30,200 (12,835)	36,300 (15,427)	52,800 (22,440)	66,400 (28,220)	88,800 (37,740)	10,900 (4,632)
		入場料1人 当たりの最 高額が1,000 円を超 え 3,000円以 下の場合	平日	12,100 (5,142)	25,200 (10,710)	33,500 (14,237)	40,200 (17,085)	58,600 (24,905)	73,600 (31,280)	98,600 (41,905)
		土曜日、 日曜日お よび休日	14,600 (6,205)	30,300 (12,877)	40,200 (17,085)	48,400 (20,570)	70,400 (29,920)	88,500 (37,612)	118,400 (50,320)	14,600 (6,205)
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入場料1人 当たりの最 高額が3,000 円を超 え 5,000円以 下の場合	平日	15,900 (6,757)	33,000 (14,025)	43,900 (18,657)	52,800 (22,440)	76,900 (32,682)	96,600 (41,055)	129,400 (54,995)
		土曜日、 日曜日お よび休日	19,100 (8,117)	39,700 (16,872)	52,800 (22,440)	63,500 (26,987)	92,400 (39,270)	116,200 (49,385)	155,400 (66,045)	19,100 (8,117)
		入場料1人 当たりの最 高額が5,000 円を超える 場合	平日	19,600 (8,330)	40,900 (17,382)	54,400 (23,120)	65,300 (27,752)	95,200 (40,460)	119,600 (50,830)	160,200 (68,085)
		土曜日、 日曜日お よび休日	23,600 (10,030)	49,200 (20,910)	65,300 (27,752)	78,600 (33,405)	114,400 (48,620)	143,800 (61,115)	192,400 (81,770)	23,600 (10,030)
小ホー ルA	入場料を徴収し ない場合	入場料を徴収し ない場合	平日	3,600 (1,530)	7,400 (3,145)	9,900 (4,207)	11,800 (5,015)	17,300 (7,352)	21,700 (9,222)	29,000 (12,325)
		土曜日、 日曜日お よび休日	4,300 (1,827)	8,900 (3,782)	11,800 (5,015)	14,200 (6,035)	20,700 (8,797)	26,000 (11,050)	34,800 (14,790)	4,300 (1,827)

	入場料を徴収する場合	平日	5,400 (2,295)	11,100 (4,717)	14,900 (6,332)	17,700 (7,522)	26,000 (11,050)	32,600 (13,855)	43,500 (18,487)	5,400 (2,295)
		土曜日、日曜日および休日	6,400 (2,720)	13,400 (5,695)	17,700 (7,522)	21,300 (9,052)	31,100 (13,217)	39,000 (16,575)	52,200 (22,185)	6,400 (2,720)
小ホールB	入場料を徴収しない場合	平日	3,000 (1,275)	6,200 (2,635)	8,200 (3,485)	9,800 (4,165)	14,400 (6,120)	18,000 (7,650)	24,000 (10,200)	3,000 (1,275)
		土曜日、日曜日および休日	3,600 (1,530)	7,400 (3,145)	9,800 (4,165)	11,800 (5,015)	17,200 (7,310)	21,600 (9,180)	28,800 (12,240)	3,600 (1,530)
	入場料を徴収する場合	平日	4,500 (1,912)	9,300 (3,952)	12,300 (5,227)	14,700 (6,247)	21,600 (9,180)	27,000 (11,475)	36,000 (15,300)	4,500 (1,912)
		土曜日、日曜日および休日	5,400 (2,295)	11,100 (4,717)	14,700 (6,247)	17,700 (7,522)	25,800 (10,965)	32,400 (13,770)	43,200 (18,360)	5,400 (2,295)

## 備考

- この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額（あきた芸術劇場条例（昭和39年秋田県条例第3号。以下「県条例」という。）第9条の規定により劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、県条例第13条第2項第1号の規定により利用料金の基準とされることとなる県条例別表第1に規定する利用料金の額（以下「県条例利用料金基準額」という。）に、下段の括弧内の利用料金の額を加えて得た額をいう。別表第2を除き、以下同じ。）とし、下段の括弧内の利用料金の額はこの条例の規定により利用料金の基準とされる利用料金の額（以下「市条例利用料金基準額」という。）とする。
- 午前9時前の利用時間もしくは午後10時後の利用時間が1時間未満であるとき又はこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。
- この表において「入場料」とは、利用者が、いずれの名義でするかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

## イ 客席を利用しない場合

区分		利用料金の限度額（円）					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	平日	23,400 (9,945)	31,200 (13,260)	37,400 (15,895)	54,600 (23,205)	68,600 (29,155)	91,800 (39,015)
	土曜日、日曜日および休日	28,100 (11,942)	37,400 (15,895)	44,900 (19,082)	65,400 (27,795)	82,200 (34,935)	110,200 (46,835)
中ホール	平日	11,800 (5,015)	15,800 (6,715)	18,900 (8,032)	27,500 (11,687)	34,600 (14,705)	46,200 (19,635)
	土曜日、日曜日および休日	14,100 (5,992)	18,900 (8,032)	22,600 (9,605)	33,000 (14,025)	41,400 (17,595)	55,500 (23,587)

## 備考

- この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

## (2) 研修室、創作室および楽屋

区分	利用料金の限度額（円）						
	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午後9時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から

	正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後11時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
研修室（1室につき）	690 (293)	920 (391)	810 (344)	540 (229)	1,610 (684)	1,730 (735)	2,420 (1,028)
創作室A	840 (357)	1,120 (476)	1,020 (433)	680 (289)	1,960 (833)	2,140 (909)	2,980 (1,266)
創作室B	810 (344)	1,080 (459)	960 (408)	640 (272)	1,890 (803)	2,040 (867)	2,850 (1,211)
創作室C	720 (306)	960 (408)	870 (369)	580 (246)	1,680 (714)	1,830 (777)	2,550 (1,083)
創作室（和室）A	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)
創作室（和室）B	360 (153)	480 (204)	450 (191)	300 (127)	840 (357)	930 (395)	1,290 (548)
大ホール楽屋A	930 (395)	1,240 (527)	1,110 (471)	740 (314)	2,170 (922)	2,350 (998)	3,280 (1,394)
大ホール楽屋B	900 (382)	1,200 (510)	1,080 (459)	720 (306)	2,100 (892)	2,280 (969)	3,180 (1,351)
大ホール楽屋C	630 (267)	840 (357)	750 (318)	500 (212)	1,470 (624)	1,590 (675)	2,220 (943)
大ホール楽屋D	570 (242)	760 (323)	660 (280)	440 (187)	1,330 (565)	1,420 (603)	1,990 (845)
大ホール楽屋E	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)
大ホール楽屋F	510 (216)	680 (289)	600 (255)	400 (170)	1,190 (505)	1,280 (544)	1,790 (760)
中ホール楽屋A	1,620 (688)	2,160 (918)	1,950 (828)	1,300 (552)	3,780 (1,606)	4,110 (1,746)	5,730 (2,435)
中ホール楽屋B	780 (331)	1,040 (442)	930 (395)	620 (263)	1,820 (773)	1,970 (837)	2,750 (1,168)
中ホール楽屋C	750 (318)	1,000 (425)	900 (382)	600 (255)	1,750 (743)	1,900 (807)	2,650 (1,126)
中ホール楽屋D	720 (306)	960 (408)	870 (369)	580 (246)	1,680 (714)	1,830 (777)	2,550 (1,083)
中ホール楽屋E	570 (242)	760 (323)	660 (280)	440 (187)	1,330 (565)	1,420 (603)	1,990 (845)
中ホール楽屋F	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)

## 備考

- この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- この表の規定にかかわらず、大ホール又は中ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて大ホール楽屋又は中ホール楽屋を利用するときは、大ホール楽屋又は中ホール楽屋に係る利用料金は、收受しない。

## (3) 練習室

区分	利用料金の限度額（円）		(408)	(493)
	午前9時から午後6時 まで1時間につき	午後6時から午後11時 まで1時間につき		
練習室A	960	1,160	練習室B	920 (391) 1,110 (471)
			練習室C	880 (374) 1,060 (450)
			練習室D	740 890

	(314)	(378)
練習室E	660 (280)	800 (340)
練習室F	540 (229)	650 (276)
練習室G	360 (153)	440 (187)
練習室H	340 (144)	410 (174)

までごとに100円を加えた額 (212円に、駐車時間のうち3時間を超えた部分について1時間までごとに42円を加えた額)
--

備考 この表の利用料金の限度額(円)の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。

- 1 この表の利用料金の限度額(円)の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。
- 2 第2条第2項の規定による許可に係る劇場の施設の利用料金

区分	単位	利用料金の限度額
建物の利用に係るもの	1平方メートルにつき1日	200円 (85円)
土地の利用に係るもの	1平方メートルにつき1年	秋田県が所有する土地の利用にあっては県条例利用料金基準額、本市が所有する土地の利用にあっては1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の3を乗じて得た額

#### 備考

- 1 この表の建物の利用に係るもの項の利用料金の限度額の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 土地の利用期間が1年未満であるとき又は利用期間に1年未満の端数があるときは、当該利用期間又は端数に係る利用料金については月割りをもって計算する。ただし、利用期間が1月末満であるとき又は利用期間に1月末満の端数があるときは、当該利用期間又は端数に係る利用料金については日割りをもって計算する。
- 4 土地の利用のうち利用期間が1月末満のものに係る利用料金の限度額は、備考の3の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。
- 5 利用料金の限度額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

別表第2 駐車料金(第3条、第5条関係)

区分	単位	利用料金の限度額
駐車時間が3時間以内の場合	1台につき	500円 (212円)
駐車時間が3時間を超える場合	1台につき	500円に、駐車時間のうち3時間を超えた部分について1時間

備考 この表の利用料金の限度額の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額(県条例第9条の規定により劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、県条例第13条第2項第1号の規定により利用料金の基準とされることとなる県条例別表第3に規定する利用料金の額に、下段の括弧内の利用料金の額を加えて得た額をいう。)とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。

## 規則

秋田市地域センター規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第29号

##### 秋田市地域センター規則を廃止する規則

秋田市地域センター規則(昭和57年秋田市規則第14号)は、廃止する。

##### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和2年1月20日から施行する。

(秋田市職員給与条例施行規則の一部改正)

- 2 秋田市職員給与条例施行規則(昭和28年秋田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条の9第1項中「地域センター、」を削り、「これら」を「これ」に改める。

(秋田市庁舎管理規則の一部改正)

- 3 秋田市庁舎管理規則(平成28年秋田市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地域センター、」を削る。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第30号

##### 秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則(平成24年秋田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表中金足地域センターの項を削り、上新城地区コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

金足地区コミュニティセンター	200円
----------------	------

##### 附 則

この規則は、令和2年1月20日から施行する。

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月18日

## 秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第31号

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市学校給食費に関する条例施行規則（平成28年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「270円」を「287円」に改め、同項第2号中「320円」を「340円」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 改正後の秋田市学校給食費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月18日

## 秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年秋田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

題名中「指定障害児相談支援事業者」を「指定障害児通所支援事業者等」に改める。

第1条中「昭和23年厚生省令第11号」の次に「、秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）」を、「指定特定相談支援事業者ならびに」の次に「指定障害児通所支援事業者および」を加える。

第2条中第21号を第29号とし、第17号から第20号までを8号ずつ繰り下げ、第16号を第18号とし、同号の次に次の6号を加える。

(19) 児童福祉法第21条の5の15第1項（同法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者の指定又は指定の更新の申請

(20) 児童福祉法第21条の5の20第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の変更の申請

(21) 児童福祉法第21条の5の20第3項の規定による指定障害児通所支援事業者の変更又は再開の届出

(22) 児童福祉法第21条の5の20第4項の規定による指定障害児通所支援事業者の廃止又は休止の届出

(23) 児童福祉法第21条の5の26第2項の規定による指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出

(24) 児童福祉法第21条の5の26第3項の規定による指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出

第2条中第15号を第17号とし、第9号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 障害者総合支援法第51条の2第2項の規定による指定障害福祉サービス事業者および指定障害者支援施設の業務管理体制の整備に関する事項の届出

(10) 障害者総合支援法第51条の2第3項の規定による指定障害福祉サービス事業者および指定障害者支援施設の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出

第3条および第4条第2号中「指定特定相談支援事業者又は」の次に「指定障害児通所支援事業者もしくは」を加える。

第5条中「児童福祉法」の次に「第21条の5の25および」を加える。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「指定特定相談支援事業者ならびに」の次に「指定障害児通所支援事業者および」を加える部分を除く。）は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月18日

## 秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第33号

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則（平成7年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「創業支援室を」を「創業支援室等を」に、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者」に改める。

別表中小製造業設備資金の項(3)中「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

チャレンジオフィスあきた条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月18日

## 秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第34号

チャレンジオフィスあきた条例施行規則の一部を改正する規則

チャレンジオフィスあきた条例施行規則（平成14年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

区分	使用時間
月曜日から金曜日まで	午前9時から午後9時まで

土曜日	午前9時から午後5時まで
-----	--------------

第3条第1号中「および土曜日」を削る。

第5条第2項中「創業支援室」を「創業支援室等」に改め、同条第3項中「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用申込書」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用申込書」に改める。

第6条第1項中「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会」に、「創業支援室」を「創業支援室等」に、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用候補者」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用候補者」に改める。

第7条第2項第2号および第3号中「創業支援室」を「創業支援室等」に改める。

第8条第1項中「次の各号に掲げるチャレンジオフィスの施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内」を「第6条第1項又は前条第2項の規定による認定があった日から14日以内」に改め、同項各号を削る。

第9条第1項中「創業支援室」を「創業支援室等の」に、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用期間更新許可申請書」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用期間更新許可申請書」に改め、同条第2項中「を受理した」を「の提出があった」に、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用期間更新許可証」を「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用期間更新許可証」に改める。

第10条中「創業支援室」を「創業支援室等」に、「5年」を「3年」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該期間の初日から通算して5年以内とすることができる。

第11条中「創業支援室」を「創業支援室等」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 別表に定める印刷および複写に要する費用

第11条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第11条関係）

区分	金額
印刷	単色（黒） 1枚につき 10円
	カラー 1枚につき 50円
複写	単色（黒） 1枚につき 10円
	カラー 1枚につき 50円

備考 用紙の両面に印刷又は複写をする場合は、片面を1枚として計算する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則

第3項の規定は、公布の日から施行する。

（創業支援室の通算使用期間に係る特例）

2 チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する条例（令和元年秋田市条例第42号）附則第3項の規定により創業支援室の使用の許可を受けている者とみなされる者についての改正後のチャレンジオフィスあきた条例施行規則第10条の規定の適用については、「最初の創業支援室等の使用許可を受けた期間の初日から通算して3年以内」とあるのは、「令和2年4月1日か

ら令和3年3月31日まで」とする。

（準備行為）

3 改正後のチャレンジオフィスあきた条例施行規則の規定によるチャレンジオフィスあきた創業支援室等使用申込書の提出その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成31年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同項中「平成31年1月1日」を「令和2年1月1日」に、「平成30年1月1日」を「平成31年1月1日」に、「同年12月31日」を「令和元年12月31日」に改める。

附則第6項中「平成30年1月1日から同年12月31日まで」を「平成31年1月1日から令和元年12月31日まで」に改める。

附則第7項中「平成31年1月1日」を「令和2年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第18条中「月額」の次に「および寒冷地手当の月額の合計額」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 教 委 規 則

秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

秋田市教育委員会  
教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第1号

秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会公告式規則（昭和31年秋田市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「、地域センター」を削る。

附 則

この規則は、令和2年1月20日から施行する。

# 訓 令

秋田市訓令第5号

府 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正す

る訓令を次のように定める。

令和元年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改  
正する訓令秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田  
市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(2) (第2条関係)

職員の区分	職務 の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員および任期付職員以外の職員	1	131,286	183,136	204,984	251,800
	2	132,192	184,647	206,192	253,008
	3	133,199	186,157	207,602	254,116
	4	134,105	187,566	208,911	255,324
	5	135,112	188,875	210,219	256,230
	6	136,119	190,385	211,629	257,539
	7	137,126	191,795	213,038	258,646
	8	138,132	193,104	214,448	259,855
	9	138,938	194,513	215,757	260,962
	10	139,945	195,520	217,368	261,868
	11	140,952	196,829	218,979	263,076
	12	142,059	197,936	220,388	264,285
	13	142,864	199,145	221,596	265,291
	14	143,871	200,252	223,106	266,399
	15	144,878	201,360	224,617	267,406
	16	145,885	202,467	225,925	268,412
	17	146,992	203,474	226,832	269,419
	18	148,200	204,581	227,536	270,627
	19	149,409	205,588	228,442	271,735
	20	150,617	206,595	229,449	272,641
	21	151,724	207,501	230,355	273,648
	22	152,932	208,608	231,866	274,755
	23	154,141	209,716	233,174	275,863
	24	155,349	210,723	234,282	276,870
	25	156,557	211,629	235,691	277,675
	26	158,067	212,535	237,000	278,782
	27	159,577	213,240	238,309	279,890
	28	161,088	214,146	239,618	280,997
	29	162,497	215,052	240,524	281,904
	30	164,007	216,260	241,732	283,011
	31	165,517	217,267	243,041	284,018
	32	167,028	218,173	244,249	285,025
	33	168,538	218,777	245,357	285,729
	34	170,350	219,985	246,666	286,635
	35	172,162	221,093	247,773	287,542
	36	173,975	222,301	248,981	288,649
	37	175,787	222,905	250,290	289,253
	38	177,498	224,113	251,397	290,159
	39	179,210	225,321	252,706	291,065
	40	180,921	226,429	254,015	291,972

41	182,532	227,335	255,022	292,576
42	183,942	228,543	256,331	293,582
43	185,251	229,550	257,438	294,589
44	186,660	230,657	258,747	295,495
45	188,170	231,765	259,553	296,200
46	189,479	232,772	260,660	297,106
47	190,889	233,879	261,868	298,012
48	192,298	234,886	262,875	298,918
49	193,607	235,893	264,083	299,623
50	194,715	237,000	265,291	300,227
51	195,822	238,108	266,499	300,932
52	197,030	239,215	267,406	301,737
53	198,138	240,323	268,312	302,342
54	199,245	241,329	269,419	303,147
55	200,151	242,236	270,627	303,852
56	201,259	243,041	271,836	304,557
57	202,366	243,947	272,641	305,261
58	203,373	244,954	273,648	305,966
59	204,380	245,961	274,755	306,771
60	205,387	246,867	275,762	307,476
61	206,494	247,672	276,769	308,080
62	207,400	248,578	277,876	308,785
63	208,306	249,485	278,682	309,490
64	209,213	250,391	279,789	310,195
65	209,917	251,196	280,595	310,698
66	210,723	252,002	281,400	311,201
67	211,428	252,807	282,206	311,805
68	212,233	253,512	283,011	312,410
69	212,636	254,217	283,615	313,014
70	213,240	254,821	284,421	313,416
71	213,542	255,223	285,226	313,920
72	214,045	255,626	285,931	314,423
73	214,247	255,827	286,736	314,725
74	214,851	256,230	287,441	315,229
75	215,354	256,734	288,246	315,732
76	216,059	257,237	289,052	316,135
77	216,260	257,539	289,656	316,336
78	216,965	257,942	290,159	316,638
79	217,468	258,445	290,663	316,940
80	218,072	258,948	291,065	317,242
81	218,777	259,251	291,468	317,544
82	219,180	259,553	291,871	317,846
83	219,784	259,855	292,374	318,148
84	220,489	260,157	292,878	318,450
85	221,093	260,358	293,280	318,652
86	221,596	260,559	293,884	319,054
87	222,100	260,861	294,489	319,356
88	222,804	261,163	295,093	319,558
89	223,308	261,365	295,395	319,759
90	223,912	261,566	295,898	320,061
91	224,516	261,969	296,401	320,363
92	225,019	262,170	296,804	320,665
93	225,422	262,472	297,207	320,867
94	225,925	262,875	297,710	321,169

	95	226,429	263,177	298,214	321,471
	96	226,932	263,479	298,717	321,672
	97	227,234	263,680	299,019	321,873
	98	227,738	263,982	299,422	322,176
	99	228,241	264,184	299,925	322,478
	100	228,744	264,486	300,429	322,679
	101	229,147	264,788	300,831	322,880
	102	229,651	264,989	301,234	
	103	230,255	265,291	301,536	
	104	230,859	265,593	301,838	
	105	231,261	265,795	302,140	
	106	231,765	265,996	302,543	
	107	232,067	266,298	302,946	
	108	232,470	266,499	303,348	
	109	232,671	266,802	303,650	
	110	233,074	267,104	304,053	
	111	233,577	267,406	304,456	
	112	233,980	267,607	304,758	
	113	234,181	267,808	304,959	
	114	234,685	268,110	305,261	
	115	235,188	268,312	305,563	
	116	235,691	268,513	305,765	
	117	235,993	268,815	305,966	
	118	236,396	269,117	306,268	
	119	236,799	269,419	306,570	
	120	237,202	269,721	306,771	
	121	237,604	269,923	306,973	
	122		270,124	307,275	
	123		270,426	307,577	
	124		270,728	307,778	
	125		270,929	307,980	
	126		271,131	308,282	
	127		271,433	308,584	
	128		271,735	308,785	
	129		271,936	308,986	
	130		272,138	309,288	
	131		272,440	309,591	
	132		272,742	309,792	
	133		272,943	309,993	
	134		273,144		
	135		273,446		
	136		273,748		
	137		273,950		
再任用職員		194,916	206,091	224,717	245,659
任期付職員		146,992			

備考 この表において、「再任用職員」とは地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

22
23
24
25

21
22
22
23

別表第5中

26
27
28
29

23
24
24
25

に、

29	26
30	27
30	28
31	29
31	30
32	31

66	65
66	66
66	66
66	66
67	66
67	66
67	67
67	67
68	67
68	67
68	67
68	68
69	68
69	68
69	68
69	68
69	69
69	69
70	69
70	69
70	69
70	70
70	70
71	70
71	70
71	70

58	57
58	58
59	58
59	58
60	59
60	59
61	59
61	60
61	60
61	60
62	61
62	61
62	61
62	61
63	62
63	62
63	63
63	63
64	63

を

に、

を

に改める。

附則別表 行政職給料表(2)（附則第2項関係）

職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	145,079	195,319	231,564	264,788
2	146,187	197,131	233,174	266,701
3	147,395	198,943	234,685	268,513
4	148,503	200,755	236,295	270,627
5	149,610	202,266	237,705	272,339
6	150,717	204,078	239,417	274,252
7	151,825	205,890	240,927	276,165
8	152,932	207,702	242,538	278,279
9	154,040	209,313	243,746	280,293
10	155,449	211,125	245,256	282,306
11	156,758	212,938	246,867	284,421
12	158,067	214,750	248,276	286,434
13	159,376	216,159	249,787	288,448
14	160,886	217,972	251,297	290,562
15	162,396	219,683	252,606	292,576
16	164,007	221,496	254,015	294,589
17	165,316	223,207	255,525	296,401
18	166,826	224,919	257,136	298,415
19	168,336	226,530	258,848	300,529
20	169,847	228,140	260,660	302,543
21	171,256	229,550	262,271	304,456
22	173,975	231,261	264,083	306,570
23	176,592	232,872	265,795	308,584
24	179,210	234,483	267,506	310,698
25	181,928	235,591	269,419	312,410
26	183,640	237,101	271,332	314,524
27	185,251	238,510	273,144	316,537
28	186,962	239,819	274,957	318,551
29	188,472	241,128	276,668	320,263
30	190,184	242,336	278,581	322,276
31	191,996	243,343	280,494	324,390
32	193,708	244,551	282,206	326,505
33	195,319	245,860	283,716	327,713
34	196,728	246,968	285,629	329,727
35	198,238	248,176	287,441	331,639
36	199,749	249,485	289,354	333,754
37	201,057	250,391	290,965	335,667
38	202,366	251,800	292,676	337,580
39	203,574	253,210	294,489	339,593
40	204,883	254,619	296,301	341,506
41	206,192	256,029	297,811	343,419
42	207,501	257,438	299,523	345,332
43	208,810	258,848	301,033	347,144
44	210,119	260,157	302,644	349,057
45	211,226	261,365	304,254	350,567
46	212,535	262,674	305,966	351,977
47	213,844	264,083	307,577	353,487
48	215,153	265,392	309,288	354,997
49	216,260	266,499	310,195	356,608

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
 2 改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程別表第1の規定および附則第4項の規定による改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第11号。以下「平成18年改正訓令」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給料の切替え等)

- 3 この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年秋田市条例第43号）に従って行われる職員の例による。

(平成18年改正訓令の一部改正)

- 4 平成18年改正訓令の一部を次のように改正する。  
 附則別表を次のように改める。

50	217,368	267,607	311,705	357,414		104		300,127	348,654	
51	218,374	268,916	313,215	358,622		105		300,328	349,158	
52	219,482	270,225	314,826	359,628		106		300,630	349,560	
53	220,589	271,231	316,437	360,535		107		301,033	349,963	
54	221,596	272,339	318,048	361,642		108		301,335	350,366	
55	222,502	273,648	319,659	362,548		109		301,536	350,869	
56	223,509	274,957	321,169	363,656		110		301,939	351,272	
57	223,912	275,863	322,679	364,562		111		302,342	351,574	
58	224,818	276,870	323,887	365,267		112		302,644	351,876	
59	225,623	277,776	325,095	365,971		113		302,845	352,380	
60	226,429	278,883	326,303	366,676		114		303,046		
61	227,134	279,991	327,008	367,079		115		303,348		
62	228,140	280,997	327,914	367,683		116		303,751		
63	228,946	281,904	328,720	368,388		117		303,952		
64	229,852	282,910	329,525	369,092		118		304,154		
65	230,557	283,414	330,431	369,394		119		304,456		
66	231,362	284,320	330,834	370,099		120		304,758		
67	232,268	285,025	331,539	370,804		121		305,161		
68	233,275	285,931	332,344	371,509		122		305,362		
69	233,980	286,938	333,150	371,811		123		305,664		
70	234,685	287,743	333,854	372,415		124		305,966		
71	235,289	288,548	334,559	373,120		125		306,268		
72	236,094	289,354	335,264	373,724						
73	236,900	290,159	335,767	374,026						
74	237,604	290,663	336,371	374,630						
75	238,309	291,065	336,875	375,335						
76	238,913	291,569	337,479	375,939						
77	239,618	291,770	337,781	376,341						
78	240,423	292,072	338,284	376,845						
79	241,229	292,274	338,687	377,449						
80	241,934	292,676	339,190	377,952						
81	242,437	292,878	339,593	378,456						
82	243,142	293,079	340,097	379,060						
83	243,846	293,482	340,600	379,563						
84	244,551	293,784	341,103	379,865						
85	245,155	294,086	341,405	380,268						
86	245,860	294,388	341,808	380,771						
87	246,565	294,690	342,312	381,174						
88	247,270	295,093	342,714	381,577						
89	247,773	295,395	343,016	381,979						
90	248,276	295,797	343,419	382,483						
91	248,578	296,099	343,922	382,886						
92	248,981	296,502	344,325	383,288						
93	249,283	296,703	344,526	383,590						
94		296,905	344,929							
95		297,207	345,433							
96		297,610	345,835							
97		297,811	346,037							
98		298,113	346,439							
99		298,516	346,842							
100		298,918	347,144							
101		299,120	347,446							
102		299,422	347,849							
103		299,825	348,252							

## 教 委 訓 令

### 秋田市教委訓令第1号

教 育 委 員 会  
関 係 各 所

秋田市教育委員会単純労務会計年度任用職員の給与に関する規程を次のように定める。

令和元年12月26日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉  
秋田市教育委員会単純労務会計年度任用職員の給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年秋田市条例第22号）第22条に規定する単純な労務に雇用される会計年度任用職員のうち教育委員会に勤務するもの（以下「単純労務会計年度任用職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 単純労務会計年度任用職員の給与については、秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規程（令和元年秋田市訓令第4号）の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 告示

**秋田市告示第158号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第78条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和元年12月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社プライムケアマネジメント	デイサービスきたえるーむ 秋田山王	秋田市山王六丁目2番16号 アバンテ山王1階	令和元年12月1日	通所介護
株式会社プライムケアマネジメント	デイサービスきたえるーむ 秋田土崎	秋田市土崎港相染町字大谷地36番地118	令和元年12月1日	通所介護
株式会社プライムケアマネジメント	デイサービスきたえるーむ 秋田泉	秋田市泉中央四丁目18番15号	令和元年12月1日	通所介護
株式会社プライムケアマネジメント	デイサービスきたえるーむ 秋田広面	秋田市広面字家ノ下91番地3	令和元年12月1日	通所介護
株式会社虹の街	虹の街看護小規模多機能いすみ	秋田市泉中央五丁目31番8号	令和元年12月1日	看護小規模多機能型居宅介護

**秋田市告示第159号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和元年12月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社プライムハウス	デイサービスきたえるーむ 秋田山王	秋田市山王六丁目2番16号 アバンテ山王1階	令和元年11月30日	通所介護
株式会社プライムハウス	デイサービスきたえるーむ 秋田土崎	秋田市土崎港相染町字大谷	令和元年11月30日	通所介護

株式会社プライムハウス	デイサービスきたえるーむ 秋田泉	秋田市泉中央四丁目18番15号	令和元年11月30日	通所介護
株式会社プライムハウス	デイサービスきたえるーむ 秋田広面	秋田市広面字家ノ下91番地3	令和元年11月30日	通所介護
株式会社末優	みなみ風ディサービス	秋田市仁井田新中島826番310号	令和元年11月30日	地域密着型通所介護

**秋田市告示第160号**

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年12月4日

秋田市長 穂 積 志  
住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住所	氏名
秋田市仁井田落見町7番27号	永須裕也

## (教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

**秋田市告示第161号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和元年12月4日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
  - 放置されていた場所および台数
    - 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
    - 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
    - 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
  - 撤去し、保管した年月日

令和元年11月1日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和元年12月4日から令和2年6月4日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

**秋田市告示第162号**

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月6日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成31年度介護保険料納入通知書

**秋田市告示第163号**

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月6日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成31年度分介護保険料督促状

**秋田市告示第164号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定し

たので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和元年12月10日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
藤原美貴子	市立秋田総合病院	循環器内科	心臓機能障害 じん臓機能障害

**秋田市告示第165号**

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和元年12月12日

秋田市長 穂 積 志

1 変更した土地の区域

秋田市河辺三内、河辺岩見、河辺高岡、河辺北野田高屋および河辺諸井の一部の区域

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

**秋田市告示第166号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和元年12月13日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名称	所在地	開設者名	指定年月日
228	あけぼの薬局	秋田市川元開和町1番1号	有限会社市民薬局代表取締役 北原昭治	令和2年1月1日

**秋田市告示第167号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和元年12月16日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名称	所在地	更新年月日
131	アイ薬局	秋田市泉字登木227番地2 ソルナビル1階	令和2年1月1日
181	佐野薬局中通一丁目店	秋田市中通一丁目2番16号	令和2年1月1日

**秋田市告示第168号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42

条例第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり告示する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

令和元年12月18日

秋田市長 穂 積 志

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事（新波築堤・左岸：秋田県秋田市雄和女米木字高麓沢地内から同市雄和新波字新町地内まで）

3 裁決申請年月日

令和元年12月4日

4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目
秋田県秋田市雄和新波字下モ野	179番	畠（登記記録） 林地（現況）

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課

6 縦覧期間

令和元年12月18日から令和2年1月10日まで

7 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜

日、国民の祝日および令和元年12月29日から令和2年1月3日までを除く。）

#### 秋田市告示第169号

令和元年12月18日の「令和元年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和元年12月19日

秋田市長 穂 積 志

#### 令和元年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627,025千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,096,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 分担金及び負担金		千円 843,270	千円 876	千円 844,146
	1 負担金	843,270	876	844,146
16 国庫支出金		23,010,214	134,020	23,144,234
	1 国庫負担金	18,304,879	9,625	18,314,504
	2 国庫補助金	4,626,647	124,395	4,751,042
17 県支出金		9,269,644	2,092	9,271,736
	1 県負担金	5,953,560	1,220	5,954,780
	2 県補助金	2,660,163	872	2,661,035
20 繰入金		4,957,586	431	4,958,017

	2 基金繰入金	4,701,581	431	4,702,012
21 繰越金		896,401	114,131	1,010,532
	1 繰越金	896,401	114,131	1,010,532
22 諸収入		8,898,401	875	8,899,276
	5 雜入	1,631,959	875	1,632,834
23 市債		13,652,600	374,600	14,027,200
	1 市債	13,652,600	374,600	14,027,200
歳 入 合 計		136,469,971	627,025	137,096,996

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 17,849,232	千円 15,038	千円 17,864,270
	1 総務管理費	15,769,323	4,156	15,773,479
	5 統計調査費	63,809	10,882	74,691
3 民生費		50,991,832	5,051	50,996,883
	1 社会福祉費	23,175,953	3,179	23,179,132
	2 児童福祉費	18,531,532	1,168	18,532,700
	3 生活保護費	9,242,288	704	9,242,992
4 衛生費		9,382,314	19,440	9,401,754
	3 清掃費	4,825,607	431	4,826,038
	7 母子衛生費	610,918	19,009	629,927
6 農林水産業費		2,917,534	9,385	2,926,919
	1 農業費	2,123,647	1,747	2,125,394
	3 林業費	269,979	7,638	277,617
8 土木費		14,687,019	90,476	14,777,495
	3 河川費	332,881	45,000	377,881
	5 都市計画費	4,536,791	3,476	4,540,267
	7 住宅費	701,287	42,000	743,287

10 教育費		11,325,379	482,436	11,807,815
	2 小学校費	2,983,628	150,916	3,134,544
	3 中学校費	1,410,047	331,520	1,741,567
11 災害復旧費		258,438	5,199	263,637
	1 農林水産施設災害復旧費	21,168	5,199	26,367
歳出合計		136,469,971	627,025	137,096,996

第2表 繼続費補正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
11 災害復旧費	4 衛生施設災害復旧費	第2リサイクルプラザ火災復旧事業	千円 1,063,611	令和元年度	千円
				令和2年度	1,063,611

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう修繕事業	千円 110,000
	3 河川費	河川改修事業	45,000
	5 都市計画費	秋田駅西口駅前広場改修事業	154,200
		土地区画整理会計繰出金	797,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	80,010
		小学校トイレ環境改善事業	70,906
	3 中学校費	中学校トイレ環境改善事業	252,540
		中学校施設等改修経費	78,980
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	16,667

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
外部監査実施経費	令和元年度～令和2年度	千円 6,688
県・市連携文化施設整備事業	令和元年度～令和8年度	645,326
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和元年度～令和2年度	105,441

「美術館の街」活性化事業	令和元年度～令和2年度	10,000
総合案内フロアマネジャー業務委託経費	令和元年度～令和4年度	91,767
後期高齢者健康診査事業委託経費等	令和元年度～令和2年度	101,907
社会福祉関連サービス委託経費等	令和元年度～令和2年度	29,232
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和元年度～令和2年度	107,558
老人福祉関連サービス委託経費等	令和元年度～令和2年度	157,089
健康管理関連事業委託経費等	令和元年度～令和2年度	14,826
保育士人材確保推進事業	令和元年度～令和2年度	2,023
在宅子育てサポート事業	令和元年度～令和2年度	15,917
道路維持修繕事業	令和元年度～令和2年度	80,000
消融雪施設整備事業	令和元年度～令和2年度	68,000
道路改良事業	令和元年度～令和2年度	23,600
側溝改良事業	令和元年度～令和2年度	60,000
人にやさしい歩道づくり事業	令和元年度～令和2年度	38,000
都市計画道路泉外旭川線整備事業	令和元年度～令和7年度	5,880,000
雄和小学校スクールバス運行管理委託経費	令和元年度～令和4年度	96,930
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定文書法制課分)	令和元年度～令和2年度	1,631
同 上 (令和元年度設定防災安全対策課分)	令和元年度～令和2年度	4,578
同 上 (令和元年度設定契約課分)	令和元年度～令和2年度	13,217
同 上 (令和元年度設定財産管理活用課分)	令和元年度～令和2年度	23,541
同 上 (令和元年度設定工事検査室分)	令和元年度～令和2年度	6,536
同 上 (令和元年度設定企画調整課分)	令和元年度～令和2年度	1,215
同 上 (令和元年度設定財政課分)	令和元年度～令和2年度	3,881
同 上 (令和元年度設定情報統計課分)	令和元年度～令和2年度	186,723
同 上 (令和元年度設定広報広聴課分)	令和元年度～令和2年度	108,067
同 上 (令和元年度設定市民税課分)	令和元年度～令和2年度	6,014
同 上 (令和元年度設定東京事務所分)	令和元年度～令和2年度	9,531

施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定観光振興課分)	令和元年度～令和2年度	253,868
同 上 (令和元年度設定文化振興課分)	令和元年度～令和2年度	3,815
同 上 (令和元年度設定スポーツ振興課分)	令和元年度～令和2年度	99,674
同 上 (令和元年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和元年度～令和2年度	73,638
同 上 (令和元年度設定大森山動物園分)	令和元年度～令和2年度	26,107
同 上 (令和元年度設定千秋美術館分)	令和元年度～令和2年度	75,271
同 上 (令和元年度設定民俗芸能伝承館分)	令和元年度～令和2年度	333
同 上 (令和元年度設定佐竹史料館分)	令和元年度～令和2年度	8,216
同 上 (令和元年度設定文化会館分)	令和元年度～令和2年度	53,499
同 上 (令和元年度設定生活総務課分)	令和元年度～令和2年度	10,517
同 上 (令和元年度設定市民課分)	令和元年度～令和2年度	2,855
同 上 (令和元年度設定西部市民サービスセンター分)	令和元年度～令和2年度	3,636
同 上 (令和元年度設定北部市民サービスセンター分)	令和元年度～令和2年度	6,937
同 上 (令和元年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和元年度～令和2年度	2,388
同 上 (令和元年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和元年度～令和2年度	2,018
同 上 (令和元年度設定南部市民サービスセンター分)	令和元年度～令和2年度	50,431
同 上 (令和元年度設定東部市民サービスセンター分)	令和元年度～令和2年度	4,256
同 上 (令和元年度設定中央市民サービスセンター分)	令和元年度～令和2年度	3,754
同 上 (令和元年度設定市民相談センター分)	令和元年度～令和2年度	2,666
同 上 (令和元年度設定福祉総務課分)	令和元年度～令和2年度	113,035
同 上 (令和元年度設定食肉衛生検査所分)	令和元年度～令和2年度	3,041
同 上 (令和元年度設定保健総務課分)	令和元年度～令和2年度	17,023
同 上 (令和元年度設定子ども総務課分)	令和元年度～令和2年度	742
同 上 (令和元年度設定子ども育成課分)	令和元年度～令和2年度	7,380
同 上 (令和元年度設定子ども健康課分)	令和元年度～令和2年度	210
同 上 (令和元年度設定環境総務課分)	令和元年度～令和2年度	2,456,178
同 上 (令和元年度設定産業企画課分)	令和元年度～令和2年度	250,867

施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定建設総務課分)	令和元年度～令和2年度	150,752
同上 (令和元年度設定都市総務課分)	令和元年度～令和2年度	260,237
同上 (令和元年度設定会計課分)	令和元年度～令和2年度	168
同上 (令和元年度設定議会事務局分)	令和元年度～令和2年度	9,154
同上 (令和元年度設定選挙管理委員会事務局分)	令和元年度～令和2年度	187
同上 (令和元年度設定農業委員会事務局分)	令和元年度～令和2年度	557
同上 (令和元年度設定教育委員会総務課分)	令和元年度～令和2年度	41,541
同上 (令和元年度設定学事課分)	令和元年度～令和2年度	97,806
同上 (令和元年度設定教育研究所分)	令和元年度～令和2年度	2,603
同上 (令和元年度設定生涯学習室分)	令和元年度～令和2年度	44
同上 (令和元年度設定太平山自然学習センター分)	令和元年度～令和2年度	5,606
同上 (令和元年度設定自然科学学習館分)	令和元年度～令和2年度	23
同上 (令和元年度設定中央図書館明徳館分)	令和元年度～令和2年度	2,428
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定雄和図書館分)	令和元年度～令和2年度	376
同上 (令和元年度設定商業高校分)	令和元年度～令和2年度	12,318
同上 (令和元年度設定御所野学院高校分)	令和元年度～令和2年度	1,364
同上 (令和元年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和元年度～令和2年度	164
同上 (令和元年度設定消防本部総務課分)	令和元年度～令和2年度	9,199

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
道 路 橋 り ょ う 費	千円 1,126,800	千円 45,000	千円 1,171,800			
小 学 校 費	558,000	100,900	658,900			
中 学 校 費	64,000	228,700	292,700			
計	13,652,600	374,600	14,027,200			

令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）

令和元年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、  
次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 948,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	193,000

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度～令和2年度	千円 15,676

令和元年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度～令和2年度	千円 5,189

令和元年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度～令和2年度	千円 2,537

令和元年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度～令和2年度	千円 86,455

令和元年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度～令和2年度	千円 31,179

令和元年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）  
令和元年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度～令和2年度	千円 11,600

令和元年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）  
令和元年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)  
第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正  
(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食物資安定供給業務委託経費	令和元年度～令和4年度	千円 3,823,122	令和元年度～令和4年度	千円 4,053,285

令和元年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）  
令和元年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)  
第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,378,453千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)  
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 1	千円 3,660	千円 3,661
	1 国庫補助金	1	3,660	3,661
歳 入 合 計		30,374,793	3,660	30,378,453

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 204,739	千円 3,660	千円 208,399
	2 徴税費	85,724	3,660	89,384

歳出合計	30,374,793	3,660	30,378,453
------	------------	-------	------------

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
国民健康保険税オンラインシステム改修経費	令和元年度～令和2年度	千円 20,422
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度～令和2年度	267,433

令和元年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）  
令和元年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、  
次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事項	期間	限度額
介護保険関連サービス委託経費等	令和元年度～令和2年度	千円 543,688
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定福祉総務課分)	令和元年度～令和2年度	3,075

令和元年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）  
令和元年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）  
は、次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和元年度設定)	令和元年度～令和2年度	千円 12,637

令和元年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）  
(総則)  
第1条 令和元年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、  
次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第2条 令和元年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、  
期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
施設設備管理費	令和元年度から 及び機器使用料等	403,381千円 2年度まで

水道施設切廻等 業務委託経費	令和元年度から 2年度まで	110,000千円
-------------------	------------------	-----------

配水管整備事業	令和元年度から 2年度まで	738,500千円
---------	------------------	-----------

令和元年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）  
(総則)  
第1条 令和元年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）

は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和元年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、  
期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和元年度から 2年度まで	499,700千円

管渠建設事業	令和元年度から 2年度まで	494,000千円
--------	------------------	-----------

令和元年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）  
(総則)

第1条 令和元年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和元年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
施設設備管理費	令和元年度から	63,221千円

及び機器使用料等 2年度まで

**秋田市告示第170号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税督促状

3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

**秋田市告示第171号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
デイサービス きたえるーむ 秋田泉	秋田市泉中央四丁目18番15号	令和元年 12月1日
デイサービス きたえるーむ 秋田山王	秋田市山王六丁目2番16号 ア パンテ山王1階	令和元年 12月1日
デイサービス きたえるーむ 秋田土崎	秋田市土崎港相染町字大谷地36 番地118	令和元年 12月1日
デイサービス きたえるーむ 秋田広面	秋田市広面字家ノ下91番地3	令和元年 12月1日
虹の街看護小規模多機能いすみ	秋田市泉中央五丁目31番8号	令和元年 12月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
みなみ風ディ サービス	秋田市仁井田新中島826番地310	令和元年 11月30日

デイサービス きたえるーむ 秋田泉	秋田市泉中央四丁目18番15号	令和元年 11月30日
デイサービス きたえるーむ 秋田山王	秋田市山王六丁目2番16号 ア パンテ山王1階	令和元年 11月30日
デイサービス きたえるーむ 秋田土崎	秋田市土崎港相染町字大谷地36 番地118	令和元年 11月30日
デイサービス きたえるーむ 秋田広面	秋田市広面字家ノ下91番地3	令和元年 11月30日

**秋田市告示第172号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書

**秋田市告示第173号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和元年12月20日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名称	所在地	開設者名	指定年月日
229	佐野薬局 大住店	秋田市大住 三丁目3番 44号	株式会社サノ・ ファーマシー 代表取締役 佐野元彦	令和2年 1月1日

**秋田市告示第174号**

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月23日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

## 平成31年度3期および4期後期高齢者医療保険料督促状

## 秋田市告示第175号

秋田市老人いこいの家の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和元年12月23日

秋田市長 穂 積 志

## 1 施設名

秋田市老人いこいの家

## 2 指定管理者

秋田市八橋南一丁目8番2号

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会

会長 黒崎 義雄

## 3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

## 秋田市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、あきた芸術劇場運営管理協議会規約を定め、あきた芸術劇場運営管理協議会を次のとおり設けたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和元年12月24日

秋田市長 穂 積 志

あきた芸術劇場運営管理協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、あきた芸術劇場（以下「劇場」という。）の運営等に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、あきた芸術劇場運営管理協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける地方公共団体)

第3条 協議会は、秋田県（以下「県」という。）及び秋田市（以下「市」という。）がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

(1) 劇場の運営の基本的事項に関する事務

(2) 劇場の維持管理に関する事務

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成させるために必要な事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、秋田市山王四丁目1番1号秋田県庁舎内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員2人（以下「会議の構成員」という。）をもってこれを組織する。

(会長、副会長及び委員)

第7条 会長は県の劇場を所管する部長の職にある者を、副会長は市の劇場を所管する部長の職にある者を、委員は県の劇場を所管する課長及び市の劇場を所管する課長の職にある者をもって、これに充てる。

## 2 会長、副会長及び委員は非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の県及び市別の配分については、秋田県知事（以下「知事」という。）及び秋田市長（以下「市長」という。）が協議により、これを定める。

2 知事及び市長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ県及び市の常勤の職員のうちから、選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の業務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任を求めることができる。

(協議会の会議)

第10条 協議会の会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集及び運営)

第11条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 副会長から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 協議会の会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 協議会の会議の議事その他の会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(知事及び市長の名においてする事務の管理及び執行)

第12条 協議会がその担任する事務を知事及び市長の名において管理し、及び執行する場合においては、県及び市の協議により、協議会は、当該事務を県及び市の当該事務に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 前項の条例、規則その他の規程を改廃しようとする場合においては、知事及び市長は、あらかじめ、相互に協議しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第13条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、県及び市が負担する。

2 前項の規定により県及び市が負担すべき額は、毎年度知事及び市長が協議して定める。

3 第1項に規定する費用は、知事又は市長が支払う。

(財産の取得及び処分)

第14条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、県及び市が協議して、県又は市が取得し、又は処分するものとする。

(協議会の解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合においては、県及び市がその協議によりその事務を承継する。

(協議会の規程)

第16条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、その会議を経て、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関する必要な規程を設けることができる。

## 附 則

この規約は、令和元年12月24日から施行する。

## 秋田市告示第177号

秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和元年12月24日

秋田市長 穂 積 志

## 1 施設名

秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センター

## 2 指定管理者

秋田市中通二丁目1番36号

株式会社秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービス

代表取締役 金子宗典

## 3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 秋田市告示第178号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所

が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月25日

秋田市長 穂 積 志

## 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

## 2 送達する書類

平成31年度後期高齢者医療保険料納入通知書

## 秋田市告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月26日

秋田市長 穂 積 志

## 1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧 新	路線名	起終点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	下浜工業団地1号線	秋田市下浜羽川字下山48番42地先 秋田市下浜羽川字五郎池131番地先	831.2	18 ～ 59
	新	下浜工業団地1号線	秋田市下浜羽川字下山48番42地先 秋田市下浜羽川字水垂30番2地先	1,214.9	14.30 ～ 59.00

## 2 区域変更および供用開始の期日

令和元年12月26日

## 3 縦覧期間

令和元年12月26日から令和2年1月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日ならびに令和元年12月30日から令和2年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

## 秋田市告示第180号

次の差押調書（謄本）および配当計算書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月27日

秋田市長 穂 積 志

## 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

## (1) 住所 秋田市山王中島町6番35号

コリーナD E ルーナ101

氏名 奈良琢也

## (2) 住所 秋田市土崎港相染町字浜ナシ山11番地68

氏名 武内昭一

## (3) 住所 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房1475番地39

氏名 加藤崇

## 2 送達する書類

## (1) 差押調書（謄本） 2通

配当計算書 2通

## (2) 差押調書（謄本） 2通

配当計算書 2通

## (3) 差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

## 秋田市告示第181号

次の市税督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年12月27日

秋田市長 穂 積 志

## 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

## 2 送達する書類

平成30年度分市税督促状

令和元年度分市税督促状

## 教委告示

## 秋田市教委告示第10号

令和元年12月26日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和元年12月24日

秋田市教育委員会  
教育長 佐藤 孝哉

付議案件

秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する件

## 選管告示

## 秋市選管告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和元年12月2日

秋田市選管委員会  
委員長 古谷 薫

- 1 50分の1の数 5,294人  
2 3分の1の数 88,232人

## 秋市選管告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、令和2年3月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月2日

秋田市選管委員会  
委員長 古谷 薫

登録年月日 令和2年3月2日

## 秋市選管告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、平成31年4月21日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

令和元年12月13日

秋田市選管委員会  
委員長 古谷 薫

- 1 選挙の種類  
平成31年4月21日執行 秋田市議会議員一般選挙  
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
候補者1人につき 5,898,700円  
3 報告書の要旨  
別紙（省略）のとおり

## 秋市選管告示第23号

秋田市選管委員および補充員に異動があるので、秋田市選管委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第5条の規定に基づき、その者の住所および氏名を、次のとおり告示する。

令和元年12月25日

秋田市選管委員会  
委員長 古谷 薫

- |         |  |
|---------|--|
| 1 委員 新  | 秋田市土崎港中央三丁目8番2号<br>阿部保孝<br>秋田市中通六丁目13番2-1303号<br>野口修平<br>秋田市山王二丁目3番10-1301号<br>古谷薰<br>秋田市川元開和町13番39号<br>山内誠  |
| 旧       | 秋田市新屋松美ガ丘南町2番8号<br>相原政志<br>秋田市仁井田福島二丁目7番17号<br>堀井明美<br>秋田市金足黒川字黒川253番地<br>旭茂喬<br>秋田市山王二丁目3番10-1301号<br>古谷薰   |
| 2 補充員 新 | 秋田市土崎港中央三丁目1番49号<br>浅野三基夫<br>秋田市外旭川字神田830番地2<br>古井秀行<br>秋田市寺内児桜二丁目15番15号<br>安藤正之<br>秋田市土崎港北六丁目2番17-2号<br>川口賢 |
| 旧       | 秋田市土崎港北六丁目2番17-2号<br>川口賢<br>秋田市広面字長沼7番地29<br>大友武夫<br>秋田市山王二丁目11番22号<br>小玉正憲<br>秋田市保戸野すわ町10番36号<br>高橋健一       |

## 秋市選管告示第24号

秋田市選管委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第2条第3項の規定に基づき、秋田市選管委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名を、次のとおり告示する。

令和元年12月25日

秋田市選管委員会  
委員長 古谷 薫  
秋田市山王二丁目3番10-1301号 古谷 薫

## 農委告示

## 秋田市農委告示第8号

令和元年12月17日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和元年12月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉秋

## 案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（7件）
- 3 農用地利用集積計画（平成31年度第9号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（2件）
- 5 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件（1件）

**上下水道局告示****秋田市上下水道局告示第47号**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年12月5日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

## 1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
ムトウデンキ	武藤 洪平	秋田市飯島新町一丁目3番7号

## 2 廃止年月日

令和元年11月30日

**秋田市上下水道局告示第48号**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年12月24日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

## 1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
株式会社村上商店	村上直樹	秋田市大町六丁目5番14号

## 2 廃止年月日

令和元年12月12日

**公 告****秋田市公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和元年12月9日

秋田市長 穂積志

## 1 申請者の住所および氏名

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番1号  
東北ミサワホーム株式会社

代表取締役 下村秀樹

- 2 道路位置指定箇所  
秋田市土崎港北一丁目92番1
- 3 道路幅員  
4.01メートル
- 4 道路延長  
25.67メートル
- 5 指定年月日および番号  
令和元年12月9日 第5号

**秋田市公告**

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う主たる場所に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年12月10日

秋田市長 穂積志

- 1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類  
別表1（省略）のとおり
- 2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および撤回した予防接種の種類  
別表2（省略）のとおり

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和元年6月28日付け秋田市指令第4044号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和元年12月13日

秋田市長 穂積志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市寺内蛭根三丁目1番20号  
共和ホーム株式会社  
代表取締役 池田洋介
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市新屋朝日町58番、61番、223番、243番4、58番地先国有地、61番地先国有地、58番地先道路、223番地先水路、新屋豊町476番1および476番1地先国有地

**秋田市公告**

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第5条第4項の規定に基づき、公告する。

令和元年12月18日

秋田市長 穂積志

- 1 事件名  
一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事（新波築堤・左岸：秋田県秋田市雄和女米木字高麓沢地内から同市雄和新波字新町地内まで）に係る土地収用事件（令和元年秋収委第43号及び第44号）
- 2 通知書の名称  
令和元年12月17日付け秋収委-53「審理の開始について（通知）」
- 3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市雄和女米木字白川255番の土地の所有者  
加 藤 正治郎

住所・居所不明

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

(1) 掲示されている場所

秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）

(2) 掲示を始めた年月日

令和元年12月18日

(3) 掲載される公報

令和元年12月24日付けの秋田県公報

秋田市牛島西三丁目154番1

**秋田市公告**

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

令和元年12月25日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

(1) 参加申込期間

令和2年1月7日（火）午後1時から同月21日（火）午後11時まで

(2) 入札期間

令和2年1月27日（月）午後1時から同月29日（水）午後11時まで

(3) 開札

令和2年1月30日（木）午前10時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

令和2年1月30日（木）午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画財政部特別滞納整理課

7 買受代金納付期限

令和2年2月6日（木）午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

13 消費税等の取扱い

見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。

14 その他

(1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。

(2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。

(3) いかなる理由があっても、引渡し財産の返品はできない。

(4) 秋田市は、瑕疵担保責任を負わない。

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和元年7月19日付け秋田市指令第4349号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和元年12月24日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市仁井田本町六丁目4番27号

メゾンロイヤルⅢA-7号

佐 藤 将 太

秋田市仁井田本町六丁目4番27号

メゾンロイヤルⅢA-7号

佐 藤 あゆみ

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市四ツ小屋字下川原139番4

**秋田市公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成31年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、令和元年12月9日付け秋田市指令第6756号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和元年12月25日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田県にかほ市金浦字金浦264番地

三 浦 房 子

2 開発区域に含まれる地域の名称

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、令和元年11月28日付け秋田市指令第6599号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和元年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市仁井田本町三丁目12番32号

株式会社プライムハウス

代表取締役 佐 藤 宏

- 2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市川元小川町63番